

55

63.1

増補
再版

トラホーム講話

醫學博士 河本重次郎 関
醫學得業士 高地 郁 著

東京半田屋醫籍商店發兌



060110-000-1

55-63い

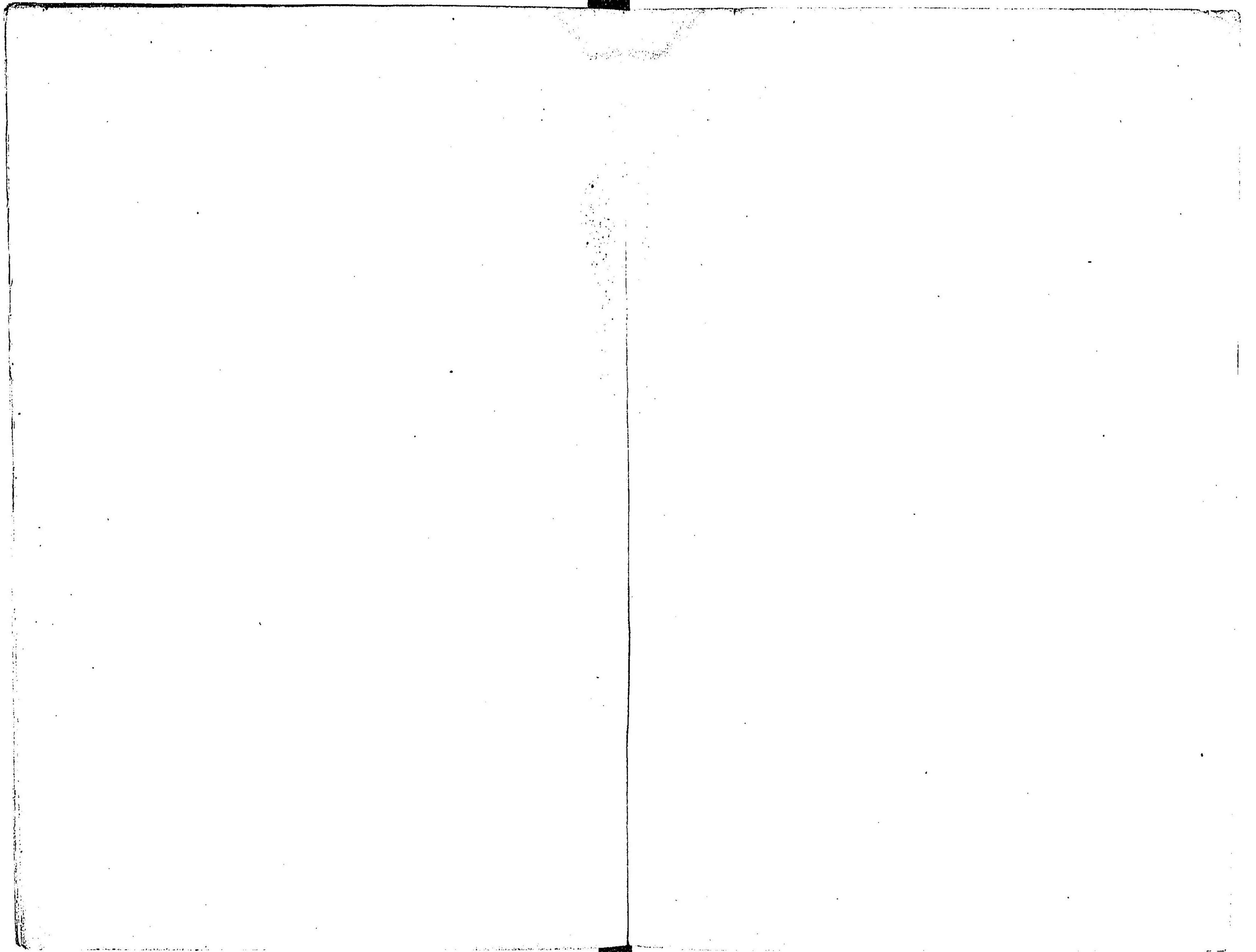
トラホーム講話

高地 郁 / 著

M43

CBJ-0183





55 特25
63 542



醫學博士河本重次郎
醫學得業士高地郁著

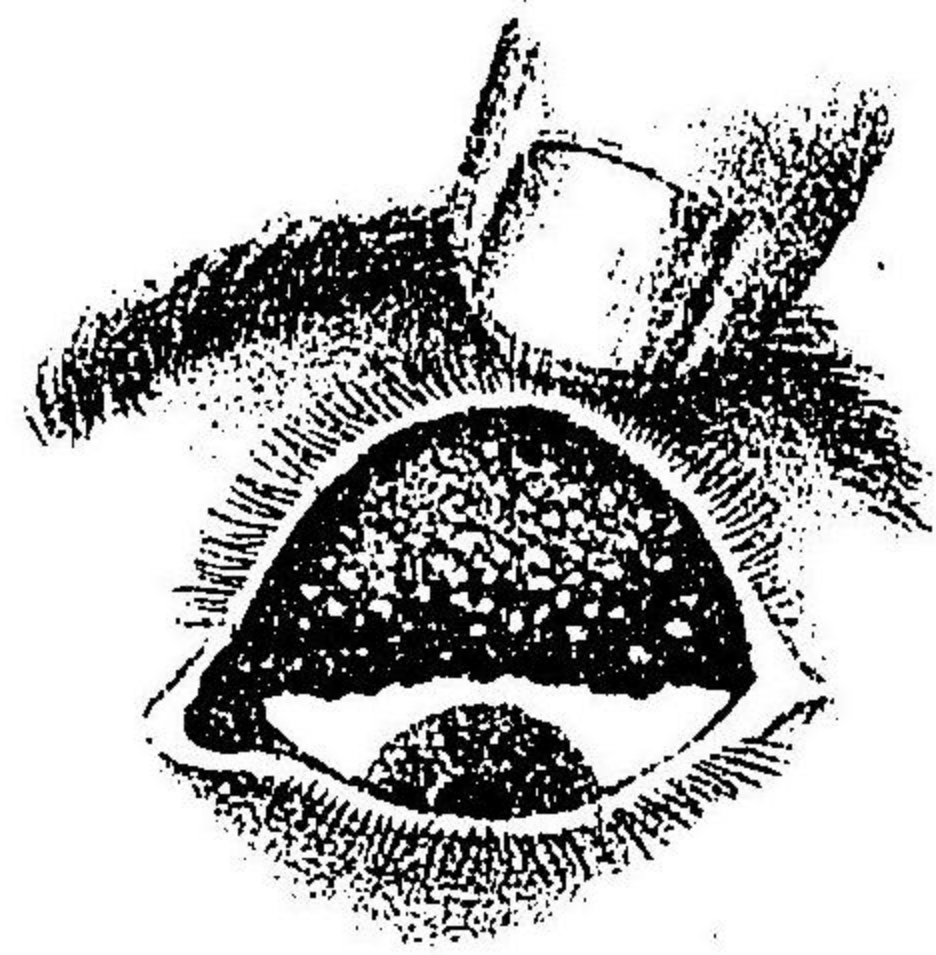
増補
再版
トウ
ホーム講話

完

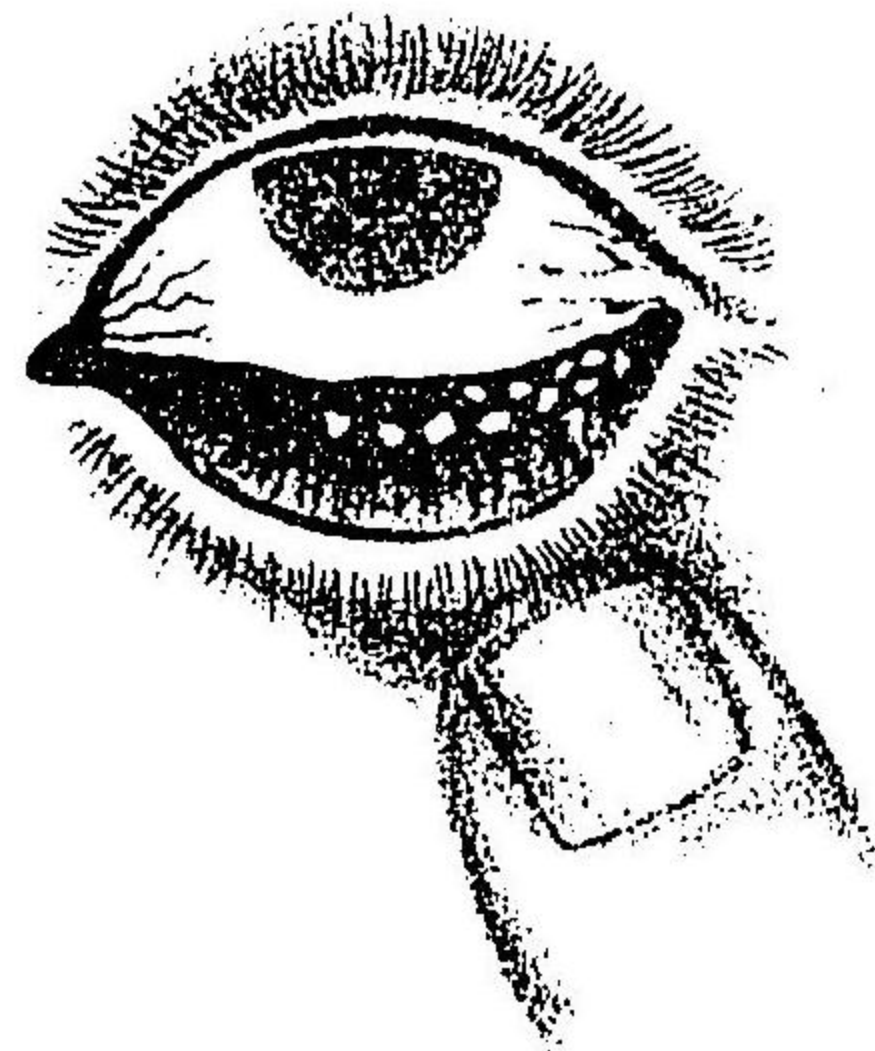
明治
43. 7. 8
内交

東京 半田屋醫籍商店發兌

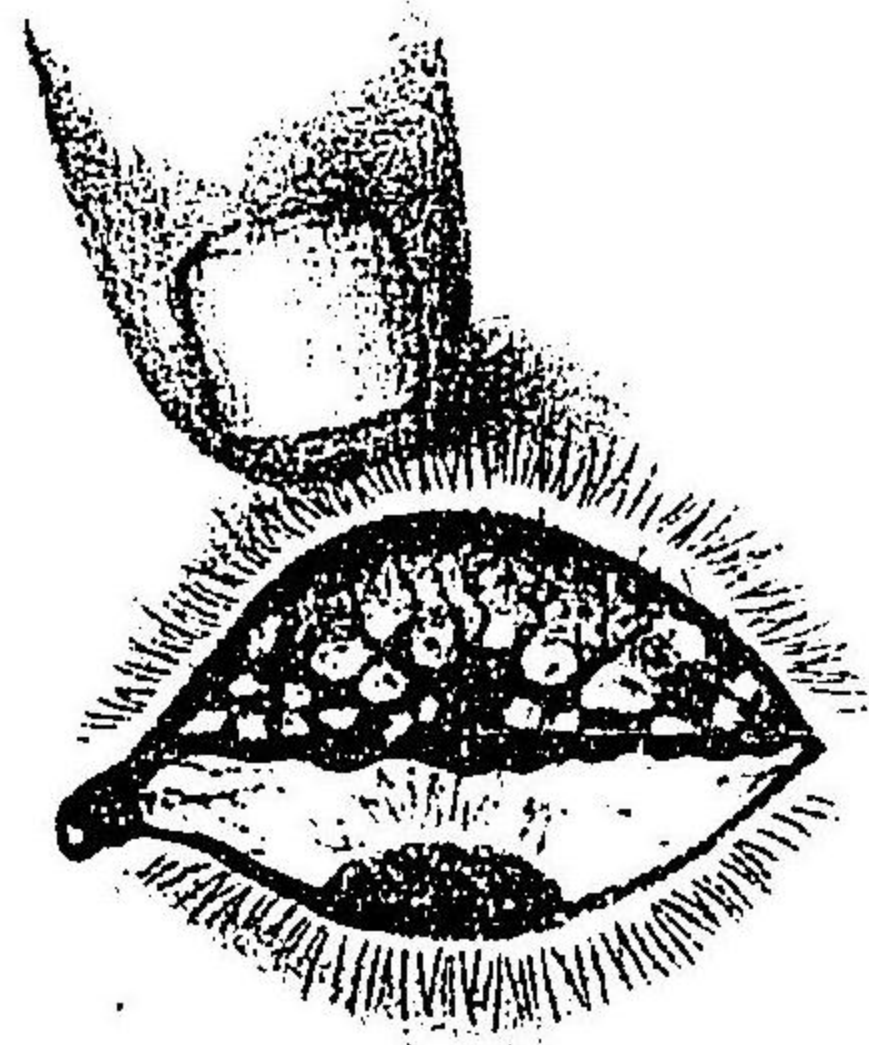
圖之ムーホラト



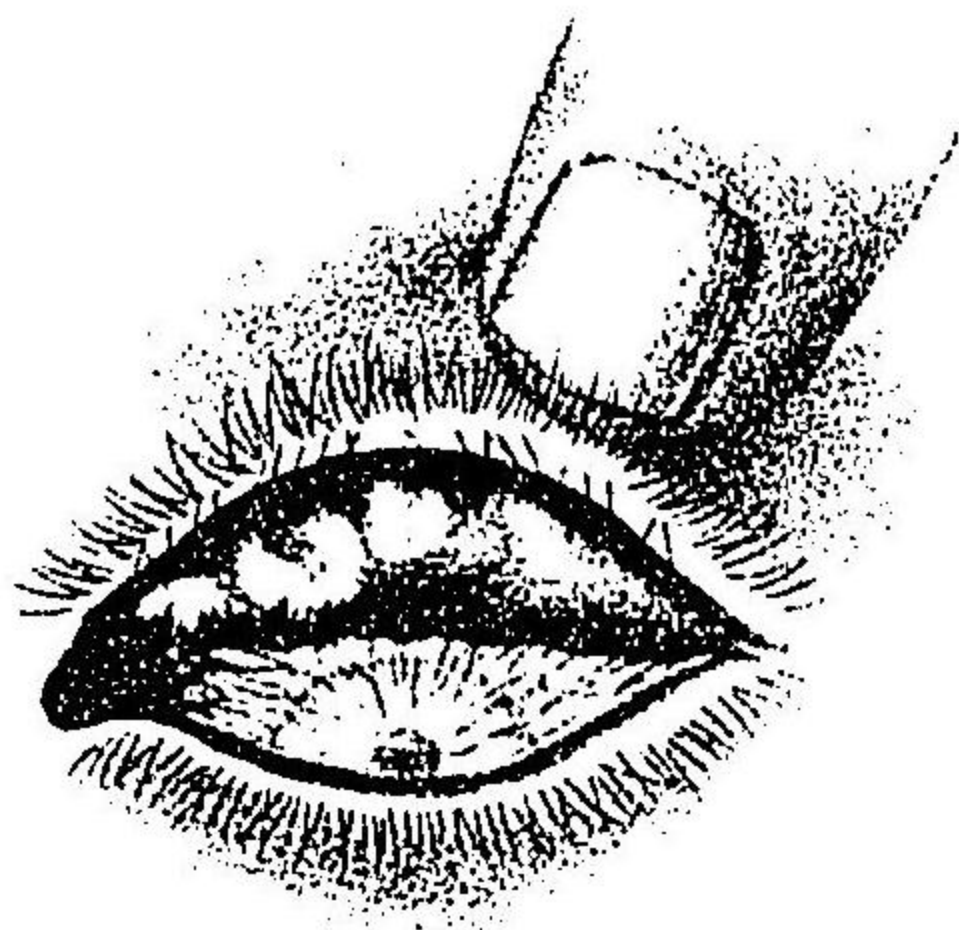
圖之炎膜結性胞濾



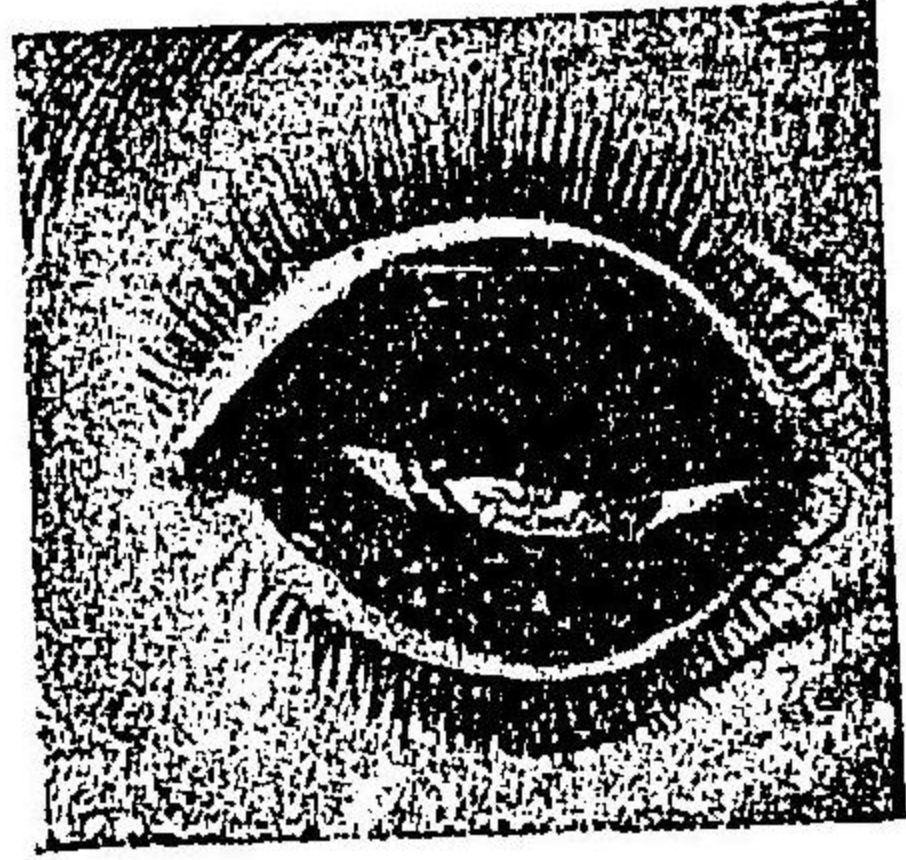
圖のげつまかさ



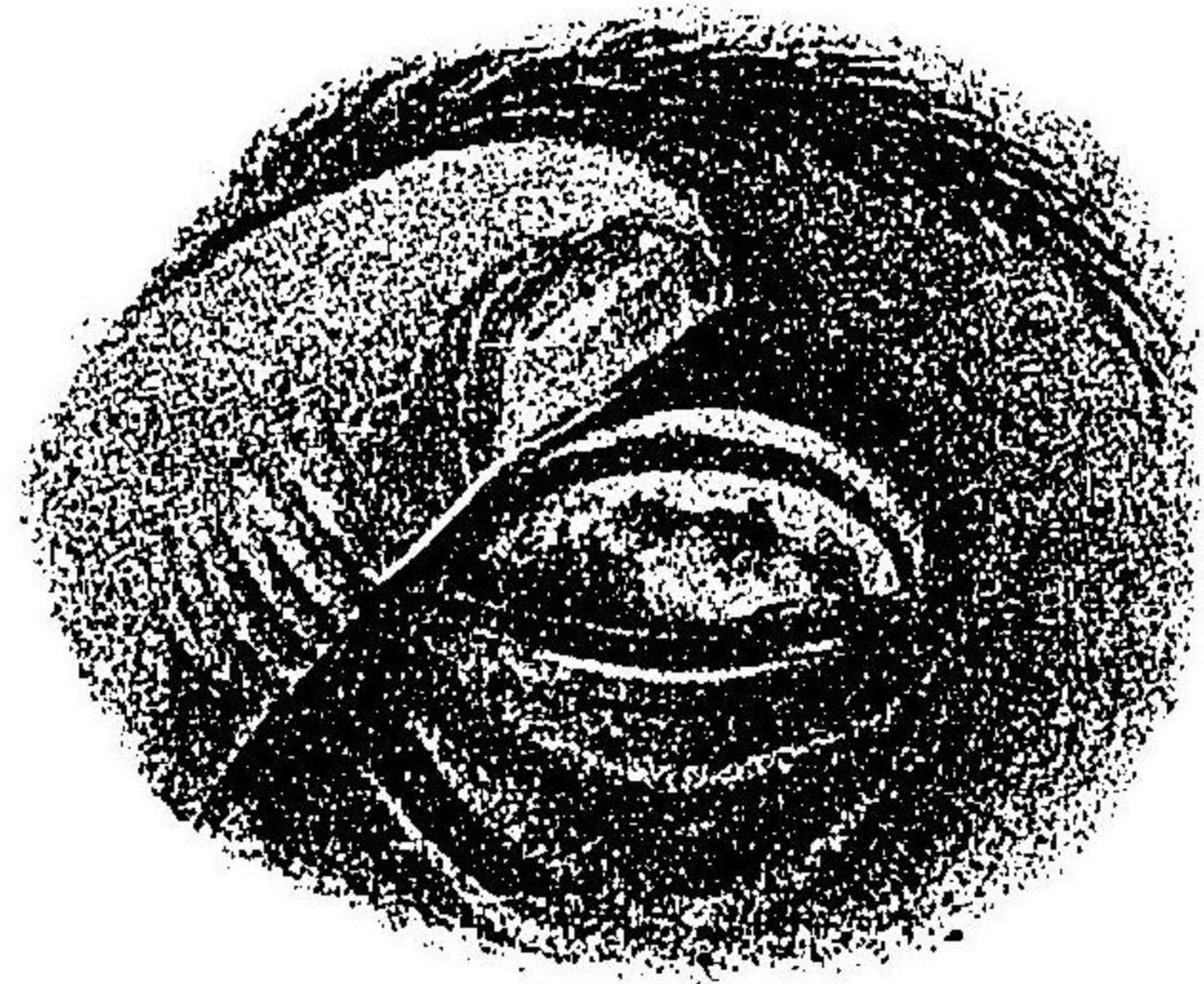
圖之ヌメンバ



顆粒性トホルム



瘢期於ルトホルム



予を勗慮しける大父君の二十
年祭の紀念にこの書を梓し併
せて多年師として仰ぎし河本
博士の高恩を感謝す

再版序言

曩に本書を刊行するや幸に江湖諸彦の好評を博し未だ一年を経ずして初版忽ちに賣盡し昨春以來發賣書肆より數次の懇請ありしも當時著者劇務の爲め再稿の暇を得ず絶版のまゝ久しく讀者の厚志に背き來りしが今茲に豫防法數十頁の附録を加へ新に圖畫を挿入し第二版を發行するに至る然れども縦に把筆の閑なく尙補正を要するの點多からん幸に第三版發行の期あらば大に刪補せんごす

明治四十三年六月

著者 識

再増補
トラホーム講話目次

| | |
|-------------------|----|
| 緒言 | 一 |
| 第一章 トラホームの名稱 | 五 |
| 第二章 トラホームの來歴 | 七 |
| 第三章 トラホームの原因 | 一五 |
| 第四章 トラホームの傳染經路 | 一七 |
| 第五章 トラホームの症候 | 二〇 |
| 第一 急性トラホーム | 二二 |

急性トラホームの容態

第二 慢性トラホームの容態 二四

慢性トラホームの容態

第六章 トラホームの續發症 二七

パンメス、潰瘍、さかまつげ、めぼし、くさりめ

第七章 トラホームの診断 三一

濾胞性結膜炎との鑑別診断

第八章 トラホームの経過及豫後 三四

第九章 トラホームの豫防法 三六

第一 個人的豫防法 三九

身體居室を清潔にすること、眼病者に近寄らぬこと、手拭の注意、塵埃煤煙を避くべきこと、雇人の注意、トラホームに罹つた時の注意

第二 公衆的豫防法 四九

學校の衛生、軍隊の衛生、監獄、育兒院、諸官衙、諸會社、諸工場

衆人群集場の衛生、道路の衛生、浴湯、洗濯業、理髮店、旅館の

衛生、醫者の衛生

第十章 トラホームの治療法 六一

早く眼科醫の治療を乞ふこと、素人療治、賣藥の注意

附録

各府縣のトラホーム豫防法 六七

徴兵検査成績 九一

再増補
トラホーム講話目次終

再増補
トラホーム講話

醫學博士 河本重次 郎 閱
醫學得業士 高地 郁 著

緒言

緒言

近年に於けるトラホームの蔓延猖獗は實に其極度に達して居る殊に壯丁者を侵して兵役に堪へぬやうにし貧民社會を巢窟として糊口の途を奪ひ中層上流の社會にまで進入して其勢を恣にして居るのである其爲めに年々多數の盲者を生じ幾多の金錢と數多の日子を消費して國務に堪へぬ廢物を出し殖産も工業

緒言

トラホーム

も之が爲めに蠶食せられ其國家の被る損害は實に計り知られぬ程である。元來此トラホームといふ眼病は獐猛極まる疾病ではあるが觸接傳染を爲すものである故に國民は衛生思想を養ひ個人と當局者と共に之を完全に發達せしむれば之が撲滅は期して待つべきである。そして熱心に之が撲滅の策を講ずべきは吾人が國家に對する義務であるのだ。衛生の道は今より十年前以前に較べたなら稍々進んで居ることだらう。然し不潔から傳染するトラホームの減少せざる以上衛生思想が普及して居るといふことは出来ぬのである。のみならず我邦に此トラホーム患者の多いといふのは大に愧づべきことで全く我邦の不潔であることを世

者
トラホーム患

界に表白する所以で實に國家の體面にも係はる次第であるといはねばならぬ。加之富國強兵の道は國民體力の健否によつて企圖せらるゝものであるに我邦に於ける本病患者の多數にして其生産力に影響すること如何ばかりであらう。著者はひたすら誠心誠意以て個人の福祉を増し延びては國家の富強を圖らんとし茲に眼の衛生の重んずべく其豫防救濟の法を講ずること一日も忽にすべからざることを感じた。そして觸接傳染病の多い今日呑氣にも日本は文明であるなごと思ふて自慢することはまだまだ早いと思ふのである。仍て予は出来るだけ通俗に出来る丈簡明にトラホームの梗概を説き之に對する世人の注意を喚起し以

て健康者は之が豫防に資し又罹病者は之を参考とし
 て盲目の發生を未然に防くことが出來たなら著者の
 幸福は此上もないことであります。

トラホームと
 いふ言葉の意
 味

第一章 トラホームの名稱

トラホームと云ふ眼病の名稱は希臘語のトラキス(Trachys)即粗糙なる意義の文字より起り羅旬語のトラホーマ(Trachoma)となり其語尾のアー(α)といふ一字を除いたものが獨逸語のトラホーム(Trachom)といふのである。此語の意義を我邦の言葉でいへば眼を荒蕪すといふのである。もこのトラホームといふ眼病の性質が眼瞼の裏の結膜といふ部分に顆粒といつて粟粒のやうに小さな腫物が澤山に出來て終に夫が爲めに眼が非常に荒蕪されて粗糙になるからである。そして顆粒が出來るので一名を顆粒性結膜炎といひ又結膜が荒

顆粒性結膜炎

トラホームの名稱

粗糙性結膜炎

はやりめ

うらめ
おこりめ
ぼろめ
ぼろぼろめ
ぬのめ

六
蕪されて粗糙になる所から粗糙性結膜炎といふ名義
が出来たのである。漢方の醫書にある子癩症や臉生風
粟症等といふはこのトラホームのことである。又疫眼
といふは我邦のはやり目でこの中には種々の流行性
眼病を含むでは居やうが急性トラホームも此言葉で
通つて居たのであらうと思ふ。又我邦にてはうら目お
こり目ぼろ目ぼろぼろめぬの目なごご稱へて昔から
このトラホームはあつたものには相違ないが何時頃
から起つたものかといふことは未だ判然して居らぬ
又トラホームに對する我邦固有の名稱としてはなかつ
たやうである。

トラホームの名稱

六

トラホームの
來歴

第二章
トラホームの來歴

七
トラホームといふ眼病は傳染力甚しく其性質のあま
り善くないものである。ここは今更言ふまでもないの
であるが現今に及んで其蔓延流行は殊に激しく世界
各國到る所としてこの病氣の無い所はない而して老
幼男女何れの年齢にも來るが殊に壯年血氣の者を侵
すのは國家に及ぼす害毒の甚しいことで誠に筆舌に
も盡せぬ程である。我邦に於てもこのトラホームは殆
んど全國に蔓延し猖獗を恣にして居つて殊に下層社
會は之が爲めに其職業を取ることが大に減少して居
る。又丁年に達したもので之があるが爲めに兵役に服す

トラホームの來歴

七

我邦に於ける
トラホームの
歴史

この出来ぬものも餘程多いやうである。夫で我邦に於けるトラホームの歴史は何時頃に始まつて居るかといふに極く古い時代にもあつたには相違ないが前章に述べたる如くトラホームに對しての我邦固有の名義が無かつたので今眼科の歴史を見ても何年代に起つたかといふことは一寸判明せぬのであるがうら目ぼろめなきといつて流行して居つたものである。ここは疑のないことである。殊に近來に於けるトラホームの流行は海陸交通の便が大に開けたので都市も村落も人の往復が頻繁となつたので其結果本病は急に其數を増加したやうである。明治二十七八年の日清戦役や同じく三十七八年の日露戦争の結果がこのト

トラホームの來歴

八

支那は於ける
トラホーム

ラホームを我邦に蔓延せしめた事實は恰も西曆千七百七十九年佛王奈破翁一世が埃及戦争の結果本病を歐洲諸國に流行せしめた事實と同じやうに我邦幾十萬の國民が軍に従て衛生の届かぬ滿洲の野にしかも不潔極まる家屋の内に寢食した結果何時しかトラホームに侵されて居るものも戦争のことで自己の身を思ふ違もないから之が治療をすることも出来ず戦争が休んで故郷に歸れば幾多の村民に迎へられ之に接する間に知らず識らず之が病氣を他に傳染せしめたので夫が爲めに現今では全國到る所に蔓延流布して居ることは疑ないのである。

トラホームの來歴

九

朝鮮

埃及亞刺比亞
歐洲に於ける
トラホームの
歴史

ここが出来ません。漢方で險生風粟症といつて本病が昔しからあつたことは既に述べたが現今では非常に流行して居るのである。獨逸國伯林大學のヒルシュベルグといふ有名な眼科學者の調べた所では支那全國に到る處で蔓延して百人中四五十人の比例にトラホーム病者があるさうですが實に其猖獗を極めて居ることには恐るべき數ではありませんか。又今は我邦の保護國となつて居る朝鮮も大陸の支那に續いて居るので之に劣らぬトラホーム病者があるといふことです。又埃及亞刺比亞等は本病患者の甚だ多い國である。歐洲に於てはトラホームの恐るべき眼病であることは醫術の未だ發達しなかつた時代から人が知つて居

ツエルツス

奈破翁の埃及
戦争の影響

たのであるが其初めは唯一種の地方病或は風土病といつて其地方を限り起るものであると思ふて居つた。がツエルツスといふ醫者がトラホームの容態と其性質の善くないものであるといふことを記載して普く世人に知らしめたのであるが治療法の未だ幼稚な時代の事であるから其獐猛ある眼病を撲滅さすことが出来ずしてトラホームは益々其勢を恣にして居つたのである。後其このトラホームの大流行を極めたのが丁度千七百七十九年の七月で今から凡そ百餘年前彼の佛蘭西の有名な奈破翁一世の埃及戦争の後である。この戦争は蓋世の英雄が三萬二千の軍勢を率いて歐洲を平げ今や亞細亞大陸を併呑せんとして埃及國に

英吉利

進軍したがこれ等將卒の多數は却て劇烈なるトラホーム軍の襲撃によつて苦しい目に逢つたので軍隊の志氣は非常に沮喪したのである。名高い埃及戦争のお土産はこのトラホーム病で歐洲に戻つて後之れを各國に分配したので忽ち歐洲諸國に蔓延流布したさいふことである。其埃及土産なるがゆゑに本病に埃及眼炎又は軍人眼炎等といふ名稱が附て今日まで残つて居るのであるがこれは種々の流行性眼炎を總稱したものであるが殊に眼やにの多いトラホームの急性症を多く含むで居たものらしい。さて其當時の記載によつて此戦争の後に至りて英吉利國に於ては千八百十八年本病の爲めに失明した軍人は五千餘人であり。

普魯西亞

露西亞

白耳義

又普魯西亞國に於ては千八百十三年から千八百十七年までに二萬五千の盲目癩兵を出し露西亞國に於ては千八百十六年から千八百三十九年の間に七萬六千人の失明軍人を數へた。又白耳義國では千八百四十年には五人毎に一人の割にトラホーム病者を見たさいふことである之によつて之を見れば埃及戦争の結果が如何にトラホーム傳染の媒介を爲したかといふことが大略察せられるのである。そして此戦争以後歐洲諸國はトラホームの恐るべきものなることを知つて之が研究に多大の費用をひひ百餘年後の今日では醫術も進み衛生思想も一般に普及して居るのでトラホームは漸次其影を隠すに至つた。目下の處では歐洲諸

和蘭

國とも一般に少いが唯和蘭白耳義には尙之が傳染を見又露西亞の一部には未だ餘程の患者があるといふことである。

北亞米利加

米國に於けるトラホームは現在其數は極めて少いさうである夫で北米合衆國では日本支那等の移民にトラホーム病者が多いので今では眼の検査をしてトラホームの無いといふことを確めた上でなければ上陸を許さぬといふことである折角今まで發達して來た移民事業がトラホームの爲めに頓挫を來したといふは實に遺憾の事で我國人は早くトラホームの退治策を企てねばならぬこのことは移民はさておいて我邦の衛生状態が未だ完全の域に達して居らぬことを各

トラホームの原因

觸接傳染瘴氣傳染

國に知らずるやうなものであるからである。

第三章　トラホームの原因

トラホームは傳染性の眼病で必ず人から人に傳播する其傳播の基は眼の分泌物即眼やにて其中に病原の含まれて居ることは疑ひのない所である昔はトラホームは觸接傳染即ち眼やによつて發生する外瘴氣傳染即ち不潔の空氣から起るものであるこの考へを有つて居たが現今醫術の發達と共に不潔の空氣の爲めに特發するものでないことが判然した。そこでトラホームは全く他のトラホームに侵されて居る者の眼やに直接に健康者の眼に這入るか或は間接の媒介

トラホームの
微菌は未だ發
見されぬ

物例へば手指、水洗、布帛、手拭の類によつて健康者の
眼に這入つて來るのであるといふのである。
トラホームの病原は何であるか此問題には多年各國
の醫學者が腦漿をしぼつて居る處であるが未だ知れ
ぬのであるから之は詮方なしとして、眼脂によつて
傳染するものであること、丈は知れて居る、又其眼脂の
中には一種の病毒が含まれて居ることも知れて居るけ
れ、その病毒は何であるかといふにそれは微菌であ
る、といふことも殆んど疑を入ぬのであるが、其微菌
は未だに發見せられぬのである。獨逸國の學者ザツト
レル氏やミツヘル氏や、淋疾の微菌に似て居る重球
菌がトラホームの病原であるとの報告をしたが、微菌

トラホームの
傳染徑路

學の泰斗として有名なる獨逸のゴツホ博士は之を發
見するところが出来なかつた。其他クハルスキ氏も一
種の球狀微菌を發見した。この報告がある。然し今日
の處では未だ何れも一般の醫學者からは承認せられた
ものがないので、尙今後の大なる研究を待たねば、其
發見は六ヶ敷いのである。

第四章　トラホームの傳染徑路

トラホームの傳染毒は眼脂によつて人から人に傳へ
るものなることは前章に述べた所であつた。こゝ
思ふがさていかにしてこの眼やに他人の眼に這入
るのであるか、之が傳染の徑路が明かに知れて居らぬ

直接傳染

ばトラホームの豫防法は豫想通りに行はれぬこと、
 信ずるので之が傳染の媒介物は何であるか之が道行
 に就て少しくお話しやうと思ふ。
 トラホーム病者の眼から直接に眼やにを他人の眼に
 傳へることは間接傳染に比較べては非常に少いので
 ある。これは少女等が顔と顔とを相接する場合や又
 は接吻する時顔と顔とが接する場合等で其一方にト
 ラホームがあつてしかも眼脂の多く出る時が其傳染
 の恐の最も多い道理である。
 次に眼やにが病者の眼から間接に他人の眼に這入る
 には之が傳染の媒介物が必要なのである其媒介物と
 しては多く手指、手洗水、手拭、ハンカチーフ、金盥、衣服、書

間接傳染

體質の關係

物、日用品、化粧具等であるまた浴湯などからも傳染す
 ることがある。これ等の媒介物によつてトラホームは
 傳染するものであるから衆人群集の場所例へば學校、
 兵營、育兒院、監獄、工場等では多數が相觸接するのト
 ラホームに感染する機會が多い其故に之等の處はト
 ラホーム患者が多い又貧民社會に多いのは同衾、雜居
 によつて之が傳染を爲し易いのである。其他諸官衙會
 社、集會所、停車場、理髮店等何れも傳染機會の多き場所
 である。
 トラホームの傳染は斯の如き媒介物によつて多く行
 はれるのであるが病毒に感じ易い體質の人と之に感
 じ難い體質の人とあるが之に感じ易いといふのは梅

毒性の者や腺病質の小児のやうに體質が悪くて衛生に注意を拂はぬものである。言を換へていへばトラホームは細菌の侵入し易い隙を有つて居るものである。此やうなものゝがトラホームに罹れば其トラホームは健康者の夫よりは重症のであるに相違ない。之に反して體質が善くて常に清潔を尊ぶものは細菌の襲撃して來る隙がないのである。斯のやうにトラホームの傳染は體質に關係するものである。こいふことを忘れてはならぬ。

第五章　トラホームの症候

トラホームには急性症と慢性症とを區別するこの二

トラホームの
症候

急性トラホー
ムと慢性トラ
ホーム

一、急性トラ
ホーム

様のトラホームは其症候即ち容態も違ひ其治療に至る経過も大なる差異があるから別々にお話をするこゝにしやう。

第一 急性トラホーム

急性トラホームは眼の焮衝が急に起つて來るもので多く春秋の候に流行する俗にはやり眼、やん眼、漢方の疫眼など、稱へて居るものゝ多くは本症を言ふのである。素人はこのやん眼はやり眼を極くたやすい病氣であるやうに考へて居るがこれはそれはご輕いものではない。若し此急性症の時放任して置くに慢性症に變ずるのである。然し此急性症は幸にもあまり多くないのである。

急性トラホームの容態

急性トラホームの容態は眼瞼が少しく赤く腫れ眼球結膜は血走つて来るそして一般カタル症候を呈するそれは眼やには薄い膿のやうなのが澤山に出て羞明くて涙がこぼれ眼球がごろごろして開き難いのである。夫で外表から一寸見ると軽い風眼のやうにも見える。又單純の結膜炎のやうにも見へる。然れども眼瞼の裏面には薄白い粟粒のやうな顆粒といふものが出て居るのでトラホームといふことが判然する。この顆粒は加答兒症候の發現と共に起ることがあり或は顆粒が出来た後に加答兒症候が始まる場合もある。斯ういふ加答兒症候は清水などで洗つて置くに直に善くなるから素人は夫で全治したものと思ふて居るが

トラホームの症候

決してさうではない。醫治を加へれば大抵數週ですつかり舊のやうに恢復するが醫治を加へぬものは何れも慢性に流れて人から人に傳へられ又其放任して置いた結果は眼に浸潤が出来或は角膜に小さな潰瘍が出来或はバンヌスといつて雲がかゝる。斯うなるに又其容態は重くなるのである。殊にトラホームの流行する時には屢々風眼に似た極く性質の悪いものがあつてトラホームに罹つてから幾日もたぬうちに角膜に大なる潰瘍を生じて失明するものもある。然し一般からいふと急性トラホームは存外早く治るべきものであるに捨て、置けば屹度視力の障害を起して来るものであるからやん眼はやり眼等にかゝつた場合に

トラホームの症候

二、慢性トラホーム

は早く専門醫の治療を受けねばならぬ。

第二 慢性トラホーム

慢性トラホームは名の如く其病症が慢性に経過するもので其傳染も殊に甚しいのである。又急性トラホームで治療を加へずにして置けば其多くは此慢性症に變ずるものであることは前述の如くである。此慢性症の擲猛なることは全國に蔓延跋扈して居るに由つてわかる殊に貧民社會に此病者の多いので之が爲めに糊口の途に窮するものも少くない又壯丁検査の時本症に罹つて居るものが多いので國務に服することが出来ぬものも仲々少くないことは陸軍々醫部の調べによつてわかるのである。

慢性トラホームの容態

慢性トラホームの容態は眼脂が出て或は眼が霞み或は羞明流淚異物の感等で時には痒い感じのすることがある是等の症候は急性症のやうに激しくない、そこで醫者の治療を受ければ凡そ二三週で加答兒症候はなくなるから素人は全く治療したものと思ふて居るが決して未だ治つたのではないから此際忍耐して治療を續ければ良いのであるがそこが素人であるから詮方がないが醫者が親切に之が治療をすゝめても患者はさう思はない却て治つた眼に未だ藥劑をつけて患者から金錢を貪ぼるかやうに思ふものがあるが之は醫者の政畧でも何でもない加答兒症候は早くなをつつても後に残つて居る顆粒といふものが治らぬか

らであるこの顆粒の完全に治らぬ内は又再び加答兒症候が起つて来るに相違ない。斯ういふ次第に其経過の慢性なるが爲め多くの者はいつしか角膜の病氣を續發するのである。さうなるに今度は激しい疼痛や羞明や等の刺戟症状を起して大なる視力の障害を訴へるのである。そして幸に治に就くも視力はもこのやうに恢復せぬ斯ういふ鹽梅に慢性に経過する間には其時期によつて幾分か容態も違つて来るのである。夫で上眼瞼を翻轉して見ると結膜といふ薄皮の中に粟粒のやうな顆粒や乳頭やが澤山に出來て居るそして之等のものは眼瞼の裏面の奥の穹窿部といふ所に最も多く又一番大いものがある。この大きさや数は病症の輕

重によつて大變に差異がある其病の古くて重症ものは其數も多く又其粒も大いものである。斯ういふものになるに素人にも其トラホームの出來て居るここがわかる斯く病勢が進むに従て其顆粒は漸次變化して結膜は糜爛して遂には瘢痕を結ぶが斯うなることもこの結膜は其形を失つて灰白色の膜に變ずるのである。之を瘢痕トラホームといつて居るが此時は眼は容易ならぬ容態に立ち至つたので種々の合併症は續々として起つて来るのである。

第六章　トラホームの續發症

トラホームの性質の悪いものには種々の餘病が起る

其餘病はまことに恐るべきもので或は視力の障害を來し又甚しきは失明を招來するものである。此餘病はトラホームに罹つた時其病の初めに早く醫者に診て貰つて適當の治療を加へたものには決して起らぬのである。換言すれば餘病を起すのはトラホームの初期に早く治さなかつた故で即ち之を放任して居つた罰である。今次にトラホームの主なる續發症に就て列記すれば先づ

パンヌス

一、トラホームパンヌス であるこのパンヌスといふは細かな血管が角膜(黒玉)に進入して來るのである其初には多く角膜の上部丈であるが病勢が増せばパンヌスは益々擴がり終には全く之に占領されて角膜は

一様に溷濁を生ずるので其視力障害は非常なものである。素人の雲がかゝるといふは多くは此パンヌスをいふのである。次は

潰瘍(さす)

二、潰瘍 でこれは角膜に小さなきずの出來たのをいふのである。此潰瘍が起れば疼痛流涙等の刺戟は増加すること勿論である。そして治療を誤れば視力障害を殘すのみならず屹度失明の不幸に立至るのであるから此潰瘍やパンヌスの發生したときは手遅れならぬやう注意するがよい。さて次に結膜の合併症に就て記載すれば

さかまつげ

三、睫毛倒生 は私共眼科醫の最も屢々遭遇するものでもこの外方に向いて居るべき睫毛が内方に向つて來

浸潤(はし)

眼瞼内腫症

險裂縮小症

結膜乾燥症

くさりめ

る病である。これはトラホームが古くなるに結膜に癍痕を結ぶ。又眼瞼の中にある軟骨も内側に彎曲する爲めに起つて來るのである。此倒さまつげが一度起ると其睫毛の先端で絶へず角膜を摩擦するので其結果眼が赤くなり涙がこぼれ浸潤又はパンヌス又は潰瘍等が出來て大に視力を害するのである。又之と同じ原因で眼瞼内腫症といつて眼瞼が内に向ふ病氣を起すのである。其他險裂縮小症といつて目の小くなる症や結膜乾燥症といつて魚鱗片のやうに光る泡沫が眼瞼に着いて視力に障る。この等がある。又眼瞼縁炎の合併して來ることは随分少くないのである。以上述べた續發症は早く適當の療法と患者の忍耐と

で大抵は治るものであるから時日をうつさず眼科醫の診察を受けねばならぬ。

第七章　トラホームの診斷

トラホームは其容態で素人にも大凡の診斷はつくのであるが輕症のものでは眼やにも出でず眼の霞みも少い。即ち患者自身には殆んど何の感じも起らぬので自分も人も無病であると思ふて居るものに案外にも醫者が健康診斷を行ふてトラホームのあることを發見する。このことが少くない。これは眼瞼をかへしてトラホームの顆粒を見ねば醫者にもわからぬのである。又結膜穹窿部にあるものでは眼瞼を二重に翻轉して見

斷
トラホーム診

膿胞性結膜炎

なければ分らぬものであるのですがこれは勿論眼科
 醫でなければ出来ぬわざである。
 トラホームに能く似た病氣で膿胞性結膜炎といふの
 がある此病氣はトラホームに顆粒の出来る様に本病
 には膿胞といふものが出るそして矢張り小學校や
 監獄等に流行する。然れども傳染と否とはわからぬ原
 因は不明だし組織も症候も餘りトラホームと違つた
 點はないのであるが本病の膿胞は下眼瞼結膜に珠數
 のやうに並んで發生し又其膿胞は小さくて薄紅いこ
 と文がトラホームと異なる所である又往々トラホーム
 と合併して起ることがあるので此兩者の鑑別診断は
 醫者でもなかなか困難なばかりでかく屢々之が區別

の出来ぬことがあるそこで此病とトラホームとは同
 じ病氣であるとする學者もありこれは二病であるこ
 する學者もあつて未だ一定せぬが此病の發生の助け
 となるものは不潔の空氣光線の不充分食物の不良衆
 人群居等であつて殊に貧血性のも及び腺病質の者
 が之に罹り易いのである其經過は極く慢性であるが
 トラホームのやうに餘病の起ることもなく又癢痕を
 残すこともなくて治るのであるから眼の爲めにはト
 ラホームよりは餘程安全であるのです。
 眼科醫ならざる一般の開業醫では眞のトラホームで
 ないものをも例へば結膜加答兒などをトラホーム
 と診断するものがある即ちトラホームの名稱を流行

せしめて居るものがある。

第八章 トラホームの経過及豫後

経過(病の初
道行)

豫後

トラホームの治る経過は疾病の重いと軽いによつて異なるのであるが急性症は大抵數週日の療治を加へればなほるが慢性症になるに極て荏苒其治期を限ることが出来ぬこの急性と慢性との間に次急性ともいふべきものもあるが之も其経過は長いのである。この三者共に初期に適當の手術と薬剤とによつて充分の療治をすればトラホームはあごを残さずに治るものである。然れども大抵の患者は次第に療治に倦き忍耐することゝせぬ又或患者はカタル症候がなくな

るご自己の考で最早全く治つたものと思ひ尙之に治療をすゝむれば醫者の策略であるなご考へて居るものもあるがカタル症候が治つても尙治療を續けねばトラホームは全治せぬものであることは前にも述べた通りであるから醫者の言を守つて癍痕を残さぬやうに充分の手當を施すがよい。若輕症の時に療治を怠つて癍痕を残せば前章に述べたやうな合併症を起すので其豫後は屹度良くない。要するに輕症のうち早く治療を加へたものは豫後可良であるがトラホームが古くなつて顆粒の多い合併症あるものは大抵視力を減ずるものである其合併症のうちでもパンヌスは長く治療すれば大抵は痕跡を残さずに治るが潰

瘍である。治つても其後に翳を殘すから視力は大に害せられるものである。又大酒家の小兒や腺病質の者や、は體質が悪いのでトラホームは其病勢が強いから其豫後はあまり良くないものである。

トラホームの豫防法

衛生の普及を
圖らねばならぬ

第九章

トラホームの豫防法

トラホームは社會全般の不潔を意味す故に衛生全般の普及はトラホーム全般の減少を意味す。恩師河本博士の眼科學に載せてあるが誠に格言である。思ふ夫で近來我邦に於けるトラホーム病は如何なる状態にあるか。顧るに全國到る所これが病者を以て満たされて居る。其蔓延跋扈の甚しいところは今更言ふまで

もない。さすれば遺憾ながら現在の我邦は不潔である。非文明の國である。いはねばならぬ。未だ衛生思想が社會全般に普及して居らぬ。すれば國家の面目にも係はる次第であるのだ。それでトラホームが如何に獐悪なる眼病であるにしても、接觸傳染性眼病である。これは個人衛生が進んで完全に發達して來たならば自然撲滅せしむることが出来る譯である。然れども未だ我國民はそれ程衛生思想が行届かぬ。其證據は何人も他の所とは違つて眼は大切である。口には言ふて居るが、其實際は随分粗末にして居る。之を大切に思つて常から眼の衛生に注意するものは極く少いのである。即ち治に居て亂を忘れぬ。こいふ心掛の人は、曉天の星

東京の衛生

伯林の衛生

も管ならずといふ有様であるのです。次に又公衆衛生の方面から見ても當局者はこの國民病の退治策を講ずるここには甚だ疎遠である其爲めに本病が尙海内各地に流行して居るのである私共眼科醫は毎日幾十人のトラホーム患者の治療をして居るがなか／＼其數を減少せぬ所から考へるに如何しても本病の豫防法が豫想する程能く實行せられて居らぬことが明である。我邦では東京が最も人智の進んで居る者の多く住んで居る所であるに其東京にはトラホーム患者が何れだけあるかを精密なる調べがないので確にはわからぬが其罹病者の數は仲々少くないことであらうと思ふ之と比較べて獨逸國の首府伯林では容易に

個人衛生

トラホーム患者を認めることが出来ぬといふことである。初めから伯林にトラホームが無かつたのではない畢竟衛生思想が普及して居る爲めに外ならぬのである。夫で私は早く國民の衛生思想を完全に發達せしめて本病の絶滅を企圖することは國家の面目を保つ上に甚だ大事であること考へるので本章には少しく詳細の説明を試むる爲めに公衆衛生と個人衛生豫防法とは區別してお話するのである。

第一 個人的豫防法

トラホーム豫防の第一義は清潔である各自が衛生に注意することによつて本病の傳染を防ぎ得るものである。私共眼科醫は毎日幾十人のトラホーム患者に接

身體居室を清潔にすること

して居るが之を他人に傳へぬばかりでなく又自己が之に感染せぬは何の爲めであるかといふに常に衛生を重んじ清潔といふことに注意するからである。この清潔によつて本病の傳染や失明やの禍を免るゝことが出来るものであるから個人としては熱心に衛生の途を講じ之が豫防を實行せねばならぬ。今個人衛生の大要を順次に記せば

一、身體居室を清潔にすること。身體は大切であると思ふ者は常に之が清潔に注意せねばならぬ。トラホームばかりでない何の疾病でも身體の不潔といふ隙に乘じて這入つて來るものである。況んやトラホームといふ眼病はもと不潔によつて傳染流行するものである。

るから常に身體を清潔にして居る時にはごうしても襲撃して來る隙がないのである。夫で身體を清潔にするには湯に這入つて皮膚を清潔に保たねばならぬ。皮膚の清潔を保つには衣服は奇麗に洗濯してあるものでなければならぬ。若し污垢に穢れて居るものであれば却て皮膚の不潔を助ける所以であるから例へば綿服でも何でもよい清潔なるものでさへあれば衛生には適ふのである。よし又絹類を用ひたごて垢に汚れて居るものでは人に接しても禮を缺くことはいふまでもない。殊に襯衣はよごれ易いものであるから勉めて屢々洗濯せねばならぬ。夫で入浴の時注意すべきことは湯槽の中で顔面や頭部やは洗つてはならぬ。これはあ

がり湯又は清水で洗ふ習慣を作るがよい。身體の中で毛髮頭部顔面耳及び手足等を能く洗ふべきは勿論であるがとりわけ手はこれを使ふことが多いので從て不潔にもあり易いものであるから度々石鹼で洗ふがよい殊に爪の間には汚垢のたまるものであれば常に短く剪つて其間を能く掃除することは黴菌の巢窟を絶滅せしめる譯で最も肝要のことである。

身體の清潔と同時に室内の掃除もなかく大切である。室内は毎朝能く掃除して塵埃の堆積を防ぎ新鮮の空氣を入れ日光の透射を充分ならしめねばならぬ。此日光を入れる理由はもと太陽光線は黴菌類を滅殺するに最も良く最も價の安き消毒劑であるからである。

眼病者に近寄らぬこと

居室を清潔にするは塵埃煤煙によるトラホームの傳播を防ぐ爲めに外ならぬのである。尙詳細は拙著通俗眼の衛生を参照せられたし。

二、眼病者に近寄らぬこと。トラホームは觸接傳染をする眼病であるから眼病者に接近せざることが甚だ必要である。又トラホーム病者でないにしても眼脂の多く出る人には觸接せぬがよい。家内の者で例へば母がトラホームに罹つて居る場合には其小兒は之と同衾させてはならぬ。又姉が病氣の時、妹を同じ蒲團の中に寝かすのは傳染の恐れが多いのである。如此であるから自分の家族内にトラホーム患者があれば醫治を受くべきは勿論であるが其病氣の治る間は成べく

手拭其他の媒介物に注意す

別室に隔離するが安全であるとして患者用の手拭洗面器、衣服、枕、夜具、其他の物品は一切健康者の分を區別して置かねばならぬ。

三、手拭其他の媒介物に注意すべきこと。トラホーム傳染の媒介者として何が最も危険であるかといふに手拭である、この手拭の貸借が本病の蔓延を媒介して居る第一の原因であることは疑ふべからざる事實である。一體我國人は衛生には存外香氣で手拭の貸借は何とも思はぬのであつて平素最も普通に行はれて居る處である。此手拭の危険なるは常に顔面や手や等を拭ふに用ふるのトラホーム患者の眼やにが附着し易いからである。夫故に使用不定の手拭或はトラホー

ム患者の用ひたもの夫を心付かずに使用して其以後トラホームとなつた例は多数にあるのである。故に之は例へ親子兄弟の間柄でも混用してはならぬ。必ずめいめいに一筋づつを所有して決して自分の者より外用ひぬやうにすべきである。それには手拭の端に各自の名或は名義の冠字などを書いて記憶に便にし共用せぬ。ここが大切である。又小供が學校に行く時は能く洗つて乾いて居るものを必ず携帯せしめて決して他人のもの借りぬといふ習慣を作らねばならぬ。便所の手拭は備へ付ぬが却て安全である。又理髪店や浴場の貸手拭は更に危険が多いから自分の手拭を忘れて携帯せぬ時は理髪や入浴は之を後日に譲るがよい。

塵埃煤煙を避
くべし

手拭の外ハンカチーフ手洗水金盥洗夜具衣服書物日
用具及び化粧具等はトラホーム傳染の媒介物となる
ものである是等は何品でも各自別々にして共用せぬ
ここに注意するがよい。

四 塵埃煤煙を避くべきこと。塵埃や小砂は微菌を眼
に傳送するものである又薪炭等の煤煙が眼に這入れ
ば之を刺戟して眼に焮衝を起し若しトラホームの病
毒が此隙に乗じて這入つて來れば容易に感染するの
である殊に眼性のよくない人は風が吹て塵埃の立つ
日などには外出を禁すべきである又止むを得ない所
用で道を歩く時は塵埃小砂の眼に這入らぬやう眼鏡
を用ひて之を防護することが必要であるをして自宅

雇人乳母及小
守を雇入れる
時の注意

に歸つたなら清水で眼を洗ふが宜しい。又已にトラホ
ームに罹つて居るものは工場やうな日々石炭を使
用して煤煙に汚れる職業は之を避くるがよい。又之を
避くることの出來ぬ時は保護眼鏡を用ひねばならぬ。

五 雇人乳母及子守を雇入れる時の注意。下男下女や
乳母及子守や等は一般からいふと衛生の智識が低い
ものでトラホームに罹つて居ても一向無頓着で居る
ものが多い夫であるから是等を雇ひ入れるにしても
トラホームの無いさいふここを確めた上でなければ
安心して使ふべきでない夫には眼科醫に之の有無の
診察を乞はねばならぬ夫は素人ではトラホームの有
無は一寸外見丈ではわからぬのである。若し不幸にし

トラホームに
罹つた時の注
意

て之等雇人の中にトラホーム患者がある時は夫から
夫と傳染して今まではトラホームの無かつた家族も
全部之に感染するところがある斯ういふ例は随分少く
ない私の知つて居る所丈でも乳母や小守から小兒に
傳へ遂に一家を擧げて本病に苦んで居るものが現に
二三戸はあるのです斯ういふ憂があるからトラホー
ムの有無のわからぬ素人が知らずに雇入れるは至極
險呑な話であるから私は信用ある醫者に之が有無の
診斷を乞ふが最も肝要の事と思ふのである。

六、トラホームに罹つた時の注意。トラホームに罹つ
た患者は前述の注意を實行するは勿論のこと其他夜
業や細字の讀書を廢し喫煙酒飲を禁じ嚴に攝生を守

公衆衛生

學校の衛生

り専門家の治療を乞ふて早く之が撲滅策を講じねば
ならぬ人によつては賣藥の廉價に迷ひ危険極まる素
人療治に安んじて居るものもあるが是等の徒輩は全
く心得違ひといはねばならぬ(拙著眼病者の心得參照)

第二 公衆的豫防法

公衆衛生豫防法を詳説するには其範圍が廣いので私
共眼科醫の當局者に對しての希望や注意やを乞ふべ
きことは随分少くないが本病の傳染と密接の關係あ
るもの丈其大要を記すことにする。

一、學校の衛生。學校の中で殊にトラホームの多いの
は小學校である或生徒の母親が私共の小供は學校に
行くやうになつてから眼性が悪くなつてこまるこい

はれたさうだがこれは現今の小學校はトラホーム傳
 搬の中心機關であると世人から見做されて居る一の
 例證である私が二三の小學校で調べた處では一年生
 の兒童よりは三四年生の兒童にトラホームの數が甚
 だ多かつたといふ事實を得たのです。この三四年生に
 トラホームの多いのは家庭ばかりでない校内に於て
 感染したものが多いのだらうと思ふ。夫れにトラホ
 ムといふ眼病は學齡兒童の頃に之を襲ふことが多い
 のであるから學校教師と學校醫とは衛生に注意して
 其跋扈を恣にして居るトラホーム軍を撃退すべき責
 任を有つて居ることを忘れてはならぬ。
 小學校は大切な第二の國民を養成する所であるこ

の第二國民即ち吾人の後繼者であるべきを疾病に罹
 らしめ宛然社會の廢物となるやうの事であれば例へ
 如何程教育した處で駄目である健康なる精神は健康
 なる身體にやゝさるこいふ諺の通り殖産も強兵も健康
 でなければ出来るものでない。夫故に現在職を教育に
 委ぬるものは飽くまで衛生思想を養ひ之に注意する
 が肝要である。
 校舎の清潔を保つには如何すればよいか、元來舎内は
 多數の生徒を入るゝ處であるから自然塵埃も立ち易
 い之を防ぐには空氣の流通をはかり床板の掃除が必
 要である同時に生徒の上草履や靴は之を禁じねばな
 らぬそして廊下の手欄や便所の戸のつまみやは大に

不潔になり易いのであるから一日數回消毒劑で拭ふやうにすべきである又手洗水は二三を用意し水は満々こ湛へ置き之も一日二三回は取換へるがよいそして檜杓は備へぬが安全である次に運動場は多數生徒の騒ぎ廻る爲めに砂埃が甚しく立つから風のある日は時々撒水するがよい又砂利を敷けば校舎の清潔を保つ上に多少の利益がある。

學校にトラホーム患者の多いわけは小學校生徒は未だトラホームといふ眼病はさうして傳染するかさういふことを知らぬ又清潔さといふことにあまり注意せぬからである故に之が教師たるものは毎日生徒が登校する時には必ず清潔に洗濯して且能く乾燥して居る

手拭を各自に携帶せしむることに注意し(兒童の親達は毎朝讀本の包ご手拭こを持たせて遣ることを忘れぬやう注意せられたい)之が貸借を禁じ又書籍其他日用文具等の貸借も之を監督するは勿論時々生徒を集めて簡単にわかり易いやうにトラホームの話をして聞かせる事が必要であるそして常に清潔を尊ぶといふ習慣を作ることが肝要である。

學校醫は時々職員生徒及び校僕等の健康診断を行ひ眼やにの多いもの及びトラホームの甚しいものは傳染も激しいのであるから生徒の父兄に通知して醫者の治療を乞はしめ且つ治療中は一時生徒の登校を禁ずるがよいこの通學を禁ずるは病者自身の眼の爲め

軍隊の衛生

にも必要であるのだ。又其輕症の者も一校に數十人の患者がある時は教室や運動場を之を區別して健康者に觸接せしめぬやう注意するがよい。そして時々生徒の父兄を集め或は父兄の集まれる集會所に臨んで衛生の重んずべきを説き或は時に眼科醫等を聘してトラホームの話の話を聴かすがよい。この家庭との連絡は極めて大切の事で學校のみ衛生を説いても生徒の保護者が之に注意を拂はぬ時は到底トラホーム撲滅の實効は收め得られぬものである。近刊拙著學校トラホーム論參照。

二、軍隊の衛生。軍隊も亦トラホーム傳播の媒介所となつて居る。蓋世の英雄拿破翁一世が埃及遠征の失敗

に終つた主なる原因の一は兵士がトラホーム病に罹つた故である。己に述べた通りであるが今日我が邦の軍隊では醫官の檢診が嚴重である爲めにトラホームの数は餘程減少して居るやうであるが未だ全く本病者を認めないといふことは出來ぬ。寺内陸相の訓示にもトラホーム患者は今時益々増加の徴あり之れ獨り國民衛生の爲め悲むべきのみならず又軍隊衛生の爲めに悲むべきの事なりとあるに見てもわかるのである。夫を若し一朝之が所置を誤れば本病の蔓延は激しいのであるから今其主なる二三の注意を促して置く。

軍隊では先づ營舎の清潔を圖り兵士はトラホームの

監獄育兒院の衛生

諸官衛諸會社

有無を確め若し一人でも之が病者を認むるときは早く隔離室に收容して傳染の危険を防ぐと同時に充分の治療を施すは勿論一度本病患者の使用した被服や物品は完全に消毒した上でなければ他の兵士に使用させてはならぬ又壯丁にして徴兵検査の際之が疑あらば翌年度まで猶豫し或は免除せしむるやうに注意すべきである。

三、監獄育兒院の衛生。監獄や育兒院も前述の諸項を大抵應用することが出来るとして矢張り本病の恐るべきを説き衛生的觀念を養成することが本病に對する第一策である。

四、諸官衛諸會社、諸工場の衛生。これも醫者の檢疫を

諸工場の衛生

衆人群集場の衛生

道路の衛生

乞ふて眼に異狀あるものは別にするがよい又出来るなら一時通勤を禁ずるがよい。

五、衆人群集場の衛生。衆人群集場とは例へば劇場、寄席、貸席乃至は社寺會堂、停車場、汽船、流車、電車、乗合馬車等は多人数が群集するので各種病毒の媒介所となるは勿論トラホームの如きは最も傳搬し易いのである。

六、道路の衛生。塵埃の飛揚は黴菌類を傳搬する渡し舟のやうなものでトラホームばかりでない彼の恐るべき肺結核の黴菌なども含まれて居るのである是等傳染を防ぐ爲めには塵埃の飛揚を防ぐが第一義であることはいふまでもないそこで我邦の道路はごうであるかといふに石や煉瓦やを敷いた所は東京でも極

浴場の衛生

く少い況んや其他の小都會やである。それで現在の日本ほんの富とみでは石いしや煉瓦れんがを道みちに敷しきつめることは經濟けいぎが許ゆるさぬから先まづづ往來わうらいの頻繁ひんぱんな處ところには度々たびたび撒水さくすいをして砂煙さといを立てぬ算段さんだんが最も必要ひつようである。

七、浴場の衛生。町の錢湯せんとうは田舎いなかなどで自宅うちに澤山たくさん炭薪たんしんもあつて自由じゆう勝手かてに這入はい入いるここの出來でる湯ゆに較くらべては其その不潔ふけつなることはいふまでもない。夫それに錢湯せんとうは多た人數にんずうが混浴こんよくするので種々しゆしゆの傳染でんじやう性病せいびやう者ものも這入はい入いるここのであらうから險けん呑おん極ごくさいはねばならぬ前まえにも述のべた通り湯ゆの中なかでは顔面かほや頭部あたまやは洗あつてはならぬ之これはかゝり湯ゆ又は清水しみずで洗あふがよい。又また貸手かて拭ぬぐは傳染でんじやうの媒介ばい介かいとなる主しゅなるものであるから警察けいさつで取締とくしる方がよい。

洗濯業者の衛生

よい。尙眼なほめと浴湯よくとに就つては拙著ちやくしやく眼めの衛生せいせいを見るがよい。

八、洗濯業者せんたくしやくの衛生せいせい。洗濯業者せんたくしやくにトラホーム患者くわんじやがあれば傳染でんじやうを媒介ばい介かいする危険けんけんが多いから衣服類いふくるいを取扱とくあつかふものは無病むびやうでなければならぬ。

理髮店の衛生

九、理髮店りぱつてんの衛生せいせい。理髮業者りぱつしやくの手ては客きやくの眼めや口くちの邊へに觸ふれるのでトラホームや風眼かぜめや禿頭病かぶづらびやうや其他あの傳染でんじやう性病せいびやうを傳つたへるから之これが手の消毒しょうどくは勿論もちろん剃刀かみばさみ其他あの器械きやくの消毒しょうどくも嚴重じやうじやうにせねばトラホーム蔓延まんえんの最良さいりやう媒介ばい介かい所ところとなることがあるから注意ちゆういせねばならぬ。又また貸手かて拭ぬぐは之これを禁かぎすべきである。

旅館の衛生

十、旅館りやうかんの衛生せいせい。旅館りやうかんは毎夜まいや幾人いくにんとなく泊とどり客きやくが代かる

醫者の衛生

ので枕夜具蒲團の襟等はトラホーム病の附着する機会が多いから客の一人に使用したものは能く洗濯し清潔にした上でなければ之を他の客に用ひてはならぬ或はきれいな白布で全部を被ふて之を毎日取換へるやうに注意すべきである又旅客の多い時などは一室に數人を容れることもあるが此際は各自特にトラホームの傳染といふことに注意するがよい私は旅行する際自己の頸首や顔面に觸れても差支ないやうに白い布を用意して持つて行くのですが一寸邪魔のやうではあるが夜間になるに其白布があるが爲めに心地よく寝につくことが出来るのであります。

十一 醫者の衛生 醫者は日々幾十人の病者を診察す

トラホームの治療法

るので其手指は不潔になり易いから其手指の消毒は嚴重に之を實行し殊に爪の陰は充分に之を淨めるとが必要である若し之を怠つて醫者の指頭から病毒を他人に傳へるやうな事があつては不都合極まるのであるから手指を洗ふことは大切である私は多數の眼病者を診察する時若しトラホーム及び他の傳染性眼病者に出逢ふ時は其都度手指を消毒液で洗ふやうにして居るのである。

第十章 トラホームの治療法

トラホームの治療法を述ぶるはこの書の目的でないからこれには治療上の注意文を述べておくことにす

早く眼科醫の
診察治療を乞
ふがよい

る。
トラホームに罹つて居るもの及びトラホームに罹つ
て居るのではあるまいかといふ懸念のあるもの即ち
眼脂や涙流等があるものは早く眼科醫の診察治療を
乞ふがよい素人のほやり眼といふものゝ多くは急性
トラホームであるから軽く考へて打棄て、置かずに
眼科に堪能な醫者の治療を受ければ數週間にして瘵
痕を残さずに全快するのである又慢性症でも角膜に
合併症なく病の甚しく進まぬうちに早く適當の治療
を加ふる時は大抵一二月にして良く治るものである
其重症もので陳舊の症となつては藥劑療法文では
治らぬことがあるからさういふ時は手術療法を受け

素人療治の弊
害

るがよいこの重症のものでも眼科に熟練な醫者が藥
劑と手術療法とを兼ね行ふならば多くは數月ならず
して大に輕快するものである又腺病質や虚切の體質
を有つて居るものは夫が爲めにトラホームは多く重
いのであるから單にトラホームの治療ばかりでは其
治癒が遅延するから同時に全身病の藥用を怠つては
ならぬのである夫で醫治を受けて居る間は夜業や讀
書や又は風塵の刺戟は出來る丈之を避けねばならず
又酒飲や喫煙やは之を禁じ或は節減するがよい要す
るに攝生を守り身體を清潔に保たねばならぬ素人療
治や賣藥かごの手療治でトラホームを治さうとする
は元より心得違ひである何故かといふに之等に信賴し

賣薬の弊

て居る間に治療の時機を誤り取りかへしのつかぬ意
 外の災害に陥ることがあるから將來の悔を求めぬや
 うに注意するが肝要である諺に生兵法は大怪我の本
 といふが實に名言である私の聞いた所では素人療治
 としては燈心や木の葉をもつて眼瞼の裏面を摩擦す
 るといふことであるが斯ういふ療治は醫術の未だ發
 達せぬ時代に行はれたことで今日から見ると實に幼
 稚極まる治療法といはねばならぬ次に賣薬の手療治
 であるがもと賣薬は薬性不明である許りか多くは無
 効であるといつても差支ないのみならず刺戟強きも
 のでは却て眼の焮衝を増し醫治を加ふる際に大なる
 邪魔となることがある又其價の安きに迷ふて専ら賣

薬を以て姑息的に一時を防いで居る間には病勢はご
 んごん進んで治期を失し挽回し難き不幸に陥ること
 があるから慎まねばならぬ山村僻地にして急に醫療
 を乞ふことこの出来ぬ時は硼酸水百倍乃至五十倍で洗
 つて居るのは別に害はない然しそれ丈で病氣は治る
 ものでないから其爲めに醫療を懈つてはならぬ。

トラホームは國難なり國災なり防禦の第一は多く眼科専門の士を
 養成し之を國中に散配するにあり。(河本博士)

増補 トラホーム講話終

トラホーム講話附録

各府縣の「トラホーム」豫防法

トラホーム豫防概要(天医)

「トラホーム」は適當の治療を受くるも容易く全快すべ
きものにあらず又少しく油斷せばうまれもつかぬ盲
こなることあり實に恐るべき眼病なれば平生眼の健
全に注意しいさゝかにても異状を覺ゆることあらば
直に醫師にみてもらひ其病症をたしかめ相當の治療
をうくべし。

一「トラホーム」に罹りたるもの、用ふる手拭、手巾、枕、夜
具、蒲團、手盥などの眼やに涙液等のつきやすきものは

必ず區別し置くのみならず他のものと混用すべからず。

二「トラホーム」に罹りたる者の用ゆる物品にて洗ひ得べきものは時々重炭酸曹達一分と水十九分のものに一時間以上浸し又は釜或は湯桶等にて沸騰したる後洗濯し其の他の洗ひ難き物は時々二十倍の石炭酸水をそそぎて日光に曝し乾すべし。

三「トラホーム」に罹りたる者は人の多く集る場所に入すべからず。

四「トラホーム」に罹りたる者湯に入らんとする時はまつ風呂槽の外にて湯又は水を以て眼の周圍指先等をきれいに洗ひ淨むべし。

但し最終に入浴すべし。

五「トラホーム」に罹りたる者は成るべく營業風呂に入るべからず。

六「トラホーム」に罹りたる者は夜ふかしをさけ飲食と睡眠とを程よくし且光線の射入よき室に起臥すべし。

七眠の健全なる者も指頭などにて眼をいぢらんとする時はまつ指を洗ひ淨め且清潔なる手拭にて拭ひたる後にすべし。

八眼の健全なる者も睡眠と飲食とを程よくし又仕事は光線の射入よき場所にてこれをなし直射光線はこれをさくべし。

九家屋は常に空氣の流通をよくし且清潔にすべし。

十、兒童の寄集りて遊戯るゝは殊に「トラホーム」傳染の
をそれあれば父兄たるものよく之に注意すべし。

右は大阪市東區第一高等小學校にて印刷に附し各生徒の保護者に
配布したるものなり。

トラホームの豫防法(京都)

「トラホーム」は不潔の部落に於ては昔より存在せる眼
病なれども近來に至り傳播益々甚しく遂に世人の注
意を惹くに至れり我京都の如き内國統計上よりみれ
ば比較的少數なるも文明國の都市に比すれば遙に多
しとす。

抑も「トラホーム」は患者の眼脂或は他の媒介物例之は

患者の使用せし手拭ハンカチーフ等より傳染する者
なれば注意の方法に由り全く之を豫防するを得べし
其侵襲の初期に於ては自ら之を覺知せずと雖も一朝
其勢を逞うするに及んでは假令適當の治療を施すも
容易に治癒せざるのみならず時期を過つ時は終に失
明の不幸に陥る者なり然れば則ち直接生命に關係せ
ずと雖も明を失する時は殆んど死するに同じ是れ畜
に本人のみならず家族の迷惑經濟の不利相伴ふて至
る嗚呼有爲の少年をして終生此悲惨の境遇に沈淪せ
しめ小は以て一家の不幸となり大は以て一國の不利
となる些々たる眼病と雖も亦以て大に警戒を加ふべ
し是れ豫防法の大要を起草し學校家族共に勵行せら

れんを切望する所以なり。

一室内は採光換氣を佳良ならしめ煤煙塵埃等を含まざる新鮮空氣を流通せしむべし。

一教室體操場食堂廊下床板等に油を塗り日々濕布にて清拭すべし是れ掃帚すれば塵埃翻揚するが故なり。

一生徒に晒掃せしむることを廢止すべし。

一遊戯場は屢撒水し塵埃飛揚を防止すべし。

一トラホーム流行の兆ある時は毎月數回生徒の檢眼を行ひ患者あれば直に父兄に通知し加療せしむべし。

一トラホーム患者は固より結膜炎に罹りたる者も攝生及治療の必要を患兒及父兄に諭示すべし。

一患兒の使用する机腰掛體操器手拭ハンカチーフ茶碗盥等は之れを區別し毎日生徒退出後に適當の消毒を行ふべし。

一患兒の席は必ず他の健眼の生徒と隔離すべし。

一患兒は屢眼を清洗せしめ其水は直に傳染の虞なき所に棄却すべし。

一患兒眼脂分泌の盛なる時は最も傳染の危険ある時なるを以て一定期間休學加療せしむべし又角膜病を發する者ある時も休學加療せしむるを要す。

右は主として學校に於てする豫防法を述べし雖も家庭に於ても亦相當の豫防法を嚴行せざれば其實功を奏し難きを以て家庭も之に準じ嚴重に豫防法を施すべきは當然の事なれば學校家庭相共に警戒して其功

を完全ならしめんことを希望す。

以上は京都下京區校醫會に於て學校醫と學校と協議の上印刷に附し之を生徒の父兄に頒布せしものなり。

トラホーム豫防法(新潟)

「トラホーム」は先づ疼痛腫脹流涙等の諸症と共に眼瞼の裏面に細小の顆粒を生じ以て眼球の表面其他に種々の變状を發する傳染性眼病にして之が傳染は患者より出たる眼脂涙液等分泌物の手指器具物品より介して眼内に侵入するに基因す而して其初期にありては症候輕易なるが爲め敢て心に留めず不知不識の間重症に陥るもの多く偶々醫療を受くるも能く全治に

至るまで忍耐繼續せず漸次増悪又増悪して終には視力大に減退し甚しきは人性悲惨の極なる失明の淵に沈みて復た拯ふ克はざるに至る茲に本縣に於て施行せる眼病調査の成績に徴するに「トラホーム」患者は人口毎百中概ね十四人強にして試みに此比例に依り全縣下を通算すれば其の總數實に二十六萬の多きに上るを見る因て生産を損ひ幸福を殺くの夥しきこと想ふべし之を以て左に本病豫防上其他常に注意すべき事項を舉示せり各自能く之を遵守して違ふなく以て災厄を免かれ病毒の滋蔓を防止せんここに勉むべし。
明治三十八年六月三十日
一視力過勞は本病の誘因となるが故に日光と燈火と

に論なく總て弱き光線の下に細密の業務を執らざる
 様注意すべし。

一、塵埃、煤煙、強風及日光燈火の直射等は眼を刺戟する
 ものなれば又本病の誘因となる加之塵埃中には往々
 本病の病毒を含有することあり故に平素注意して之
 れ等の害を避くべし。

一、暗く且閉ざせる室内に在ては病毒長く生存す随つ
 て其傳播を助長するの虞あるが故に常に光線の射入
 空氣の流通を佳良ならしむべし。

一、身體殊に顔面、手指を清潔にし爪は時々剪除して汚
 垢を留むべからず又衣服、寢具等は時々洗濯し或は日
 光に曝すべし其他總て住居を清潔ならしむるを要す。

一、手拭、ハンカチーフ等の共用に依り本病の傳播を媒
 介すること頗ぶる多し故に一家内に在ては之を各別
 とし神社、佛閣、料理屋、宿屋、湯屋等に於ける共用の手拭
 は使用せざる様注意すべし。

一、共用の洗面器は使用前必ず能く清洗すべし。

一、湯屋の浴客中には本病患者あるを推定し得べく隨
 つて病毒の浴湯に混じ若くは器具に附着して存する
 の虞あるが故に各自勉めて浴湯の眼内に入るを避け
 浴後直に淨水を以て顔面、手指を清洗すべし湯屋にあ
 らざるも多人數一浴槽を共用するもの亦之に同じ。

一、下婢子守等を備入るゝに際しては本病の有無に注
 意すべし。

一、眼の赤色を呈し異物の入りたるか如き感あり且つ光線に對して眼を開き難く涙出づる等の事あらば速かに醫師の診察を受くべし。

一、一鱧の点眼薬を一家共用し剩へ近隣に及ぼすものあり甚だ危険なり殊に各自共鱧口を眼部に接して点眼するか如きは正に病毒を移植するに等し須く此悪弊を除くべし。

一、可成患者と接近するここを避くべし。

一、一度本病に罹ては初期に於て醫受を受け全治に至るまで之を忍耐繼續すべし陳久にして已に重症なるものに至ては常に長日月を要するのみならず結果頗る不良なるか故に輕症なる間に十分の覺悟を以て十

分の治療を加ふるは極めて緊切なる事なりとす。

一、患者は公德を重んじ可成群集の場所に立入らず又一家内にありては他の家人に傳染せしめざる様注意すべし。

一、患者使用の手拭洗面器等は勿論可成總べて器具物品は之を他の家人と區別し置き時々日光に曝し又は藥物其他の方法を以て消毒すべし。

一、病眼の眼脂涙液等は本病の本源なるが故に十分注意を加へ柔軟且つ清潔なる布片類にて拭去し其布片類は糞沸するか又は藥物を以て消毒すべし。新潟縣告諭

第四號

トラホーム豫防注意(岐阜)

「トラホーム」の豫防に關しては從來學校に於て常に注意候事と存候へ共尙未だ減少せざる狀況にて將來一層注意を要すべき義と存候條學校に於て左記事項を實行し豫防上深く注意候様御示諭相成度依命此段及通牒候。

記

- 一、校舎の採光換氣清潔等常に注意すべし。
- 二、児童生徒職員は勿論小使に至るまで時々校醫(校醫なき學校に於ては普通醫師)の検査を受け「トラホーム」の有無に注意すべし。
- 三、「トラホーム」は患者の眼脂又は眼脂の附着したる物

品より傳染するものなるを以て同患者にして眼脂の出づるものは可成缺席治療せしむるを可とす。

四、治療を受けつゝ出席せる患者は教室及運動場等に於て健康者と接觸せしめざる様注意すべし。

五、塵埃は病毒運搬者なるを以て校舎及運動場は左の方法により常に塵埃の飛散せざる様注意すべし。

- 一、校舎内は土足を禁ずるを可とす。
- 一、遠方より通學する生徒は足を洗ひ衣服を振はしむべし。

- 一、校舎床は能く掃除し如露にて撒水すべし。
- 一、運動場は時々撒水すべし。
- 六、戸窓腰掛等は濕布等を以て掃除せしむべし。

- 七、患者の物品は別所に置かしむべし。
- 八、患者は器物の貸借を禁ずべし。
- 九、手拭手盥は勿論體操器械等は患者使用のものを別にすべし。
- 十、生徒の手指は不潔ならざる様常に洗滌せしめ爪は短く剪除せしむべし。
- 十一、授業後は必ず窓戸を開放し授業中は欄間の開放に注意すべし。
- 十二、體操を行はしむるの際風の方へ向はしめず且午前中に行ふを可とす。
- 十三、トラホーム「患者には見易き徽章を付せしむるを可とす。

- 十四、寄宿生徒中患者あるときは別室に移すべし。
 - 十五、生徒に對し常に「トラホーム」の恐るべき傳染性眼病なることを知らしめ以て一般衛生的知識を與へ健康者をして自衛の道を講せしめ患者をして病毒を散蔓せしめざる様注意すべし。
 - 十六、保護者に對しては時々懇談會を開き家庭に於ける「トラホーム」豫防の注意を與ふべし。(岐阜縣學一〇一號)
- トラホーム豫防上の家庭心得(岐阜)
- 一、「トラホーム」の傳染し易き眼病なるを以て兒童「トラホーム」の豫防に就ては學校に依頼する而已ならず保護者に於ても亦充分其豫防に注意すべし。

二、家庭に於ける豫防の注意不十分なるときは他の家族に傳染し又近隣の朋友に傳染して漸次患者の數を増加すべし。

三、家族中「トラホーム」に罹れるものあるときは速に醫師の治療を受けしむべし殊に兒童は醫療を厭ふ者多く從て等閑に流れ易きを以て保護者に於て充分に其治療を監督勵行すべし。

四、「トラホーム」は經過緩慢なるを以て治療に倦み易し宜しく忍耐して其治療を持續すべし。

五、家族中「トラホーム」患者あるときは手拭水盥は勿論患者所用の器具を別にすることを宜しとす若し器具を區別する能はざれば消毒法を行ふか若くは清水を以て

充分洗滌するを宜しとす。

六、眼病の治療に付ては古來祈禱禁厭等種々の迷信行はるゝ所あり然れども此等の迷信は療病上毫も理由なき而已ならず却て之が爲めに病毒の散蔓を助長し豫防の効果を空うするものなり宜しく迷信に陥らざる様注意すべし。

トラホーム豫防(巖手)

普通「トラホーム」と稱する眼病は初めより急劇に來るものゝ又緩慢に來るものゝの二種あれども何れも眼瞼の内面を侵して此部に浸潤及顆粒を生じ眼瞼の運動鈍くなり時々羞明弱視等を覺ゆるも別に甚しき苦

痛を感じざるものあり然れども病勢の増進するに従ひ眼瞼内面の顆粒は大小累々として益々腫起し遂に之れが爲め角膜を損傷して種々の重き眼病をも誘發し經久治癒し難きのみならず或は全く盲目となるの不幸に陥るもの亦尠からず。

此「トヲホーム」は傳染病にして學校傳染病豫防及消毒方法に於ては之を傳染性病炎の中に含めたり其病毒は患者の眼脂涙液の如き眼中より出づる總ての分泌物に存し此分泌物は諸般の物件に附着して不知不識健康者の眼中に侵入し以て傳染作用を逞うするものとなす故に該病豫防は前記分泌物をして決して健康者の眼中に侵入せしめざるにあり。

近時此恐るべきトヲホームに罹る者漸次多きを加へ最近の調査に依れば本縣民の約五分の一は既に該病の傳染する所となり多大の損害を被むりつゝあるのみならず本人及び家族等の之れが爲めに受くる不便利不愉快は洵に名状すべからざるものあり。

從來本縣下各學校に於て既に生徒に該病の多きを知り嚴密なる豫防撲滅方法を試みたることあるも未だ十分の効果ありしを認めず又毎年執行せらるゝ徴兵検査の成績に照らすも殆んど貴賤貧富の差別なく該病に罹り居るか爲め國家に對する兵役の義務を盡し得ざる者頗る多きを致せるが如きは其最も著明なる公害の一なりと謂つべし。

此大害ある「トラホーム」を豫防撲滅せんとするには公私相俟て嚴密なる方法を施行し永久之れを繼續するにあらざれば固より十分なる効果を收め難きを以て今般醫師に對しては該病患者に關する届出を命令し市町村に對しては該病豫防組合の設立を各學校に對しては該病豫防規程を發して共に各相當の施設を爲さしめ其他湯屋理髮店等の營業に對しても各必要なる改正を其取締規則の中に加ふる等諸般の方面に亘り遺漏なきを期せんとして左に列記する條項は敢て特殊にあらずと雖も各人の自衛上極めて必要にして他の諸方法の基礎亦實に爰に存するを以て人々互に相警めて先づ其普及實行を期し而して後ち能く

「トラホーム」豫防撲滅の全効を收むるに至るべき様篤く注意を加ふべし。明治三十九年六月二十日（巖手縣告諭第一號）

トラホーム豫防上各人の注意（巖手）

- 一、眼病に罹れる者は其「トラホーム」否かを問はず速かに醫師の診斷治療を受け其指示に服従すること。
- 二、患者は成るべく常に防護眼鏡を用ひ他人に傳染せしむるの機會を減ずること。
- 三、患者の使用する手拭洗面器の類は特に之を備へ健康者と區別し決して共用せざること。
- 四、患者の眼を拭淨するには清潔なる布片又は綿花等

を以てし決して不潔なる物件を用ひず又直接に手指を觸れざることを。前項の布片綿花等は必ず衛生上無害の場所に投棄し室内に散亂せしめざることを患者は時々其手指を洗淨すること。

五、患者入浴するときは先づ浴槽外に於て眼を洗淨し且つ浴槽内に於ては決して顔面を洗はざること。

六、患者の居室及作業する場所は努めて採光換氣洒掃に注意し且つ一般衛生上の注意を怠らざること。

以上の他各縣にて發布せる「トラホーム豫防法」數多あれど何れも大同小異なれば掲載せず。

徴兵検査の成績

陸軍省にては四十二年徴兵検査の成績に付き精細なる調査を遂げたるが其結果は頗る注目し値するものあれば左に其要點を記載すべし(中略) 壯丁と疾患 壯丁の体格は受験壯丁千名中甲種乙種(現役兵並に補充兵に徴集し得る者の合格者七百四名にして前年に比し約十名を増加せり而して體格等位に影響する疾患中に於て其最たるものは眼疾殊に「ト」ラホームにして大體より云へば前年に比し寧ろ増加の傾向あり該患者に就ては島根、東京、沖繩、和歌山、富山、京都、滋賀、長野、石川、山口を以て千分比の少數なるものとし、奈良、佐賀、宮城、宮崎、長崎、青森、千葉、静岡、福島、徳島を

以て多數なるものこそ(下畧)國民新聞所載
 明治四十三年四月千葉縣長生郡内徵兵適齡者の眼病
 検査を行ひし結果受檢壯丁總數七百五十五人中「トラ
 ホーム」に罹れるもの實に二百十三人の多きを數へた
 りと以て如何に「トラホーム」が蔓延猖獗を逞うせるか
 の一般を想像するに足るべし。

トラホーム講話附録終

明治四十一年七月十二日印刷
 明治四十一年七月十五日發行
 明治四十三年七月四日再版印刷
 明治四十三年七月四日再版發行



不許複製

著者

高 地 郁

千葉縣夷隅郡古澤村板澤千五百五十二番地

山 口 徳 次 郎

東京市本郷區春木町二丁目廿二番地

中 村 政 雄

東京市麹町區有樂町二丁目一番地

發行所

報 文 社

右 同 所

發兌元

醫藥學書類及一般醫療器械專賣店
 東京帝國大學醫科大學御用
 農商務省認可各種度量衡販賣

半田屋醫籍商店

東京市本郷區春木町二丁目角
 (電話) 下谷二二八番
 (振替口座) 東京三四六四番

| | | | | | | | | | |
|----|----------------|-----------------------|----|-------|----|--------|---------|----|-------|
| 七三 | 食鹽水ビベット | 乳首附 白色硝子製一ナ ンス入 | 一個 | 八〇 | 七三 | 乘劑用注射器 | 尖端純銀 | 一個 | 三〇〇 |
| 七二 | 軟膏壺 | 白ルリ茶各 | 一個 | 七〇 | 七二 | 硝酸銀挾 | 全 | 一個 | 一〇〇 |
| 七一 | 眼科用洗滌瓶 | 乳首附 | 一個 | 一〇〇 | 七一 | 硫酸銅挾 | 全 | 一個 | 四五〇 |
| 七〇 | 新案洗滌瓶保温 装置 | コロベンニツ掛 | 一個 | 四・五〇〇 | 七〇 | 塗藥硝子棒 | ニッケル鍍金 | 一個 | 五〇〇 |
| 六九 | 須田氏洗眼装置 | 乳首附 | 一個 | 三・五〇〇 | 六九 | 濃盆 | 珪瑯掛 三ツ組 | 一個 | 八〇〇 |
| 六八 | 耐熱性點眼瓶 | 茶ルリ白色瓶各 | 一個 | 六・〇〇〇 | 六八 | 洗眼受水器 | 眞鍮製 | 一個 | 三〇〇 |
| 六七 | 須田氏洗滌嘴管 | | 一個 | 一五〇 | 六七 | 消毒盆 | 眞鍮製 | 一個 | 一〇〇 |
| 六六 | 普通形冷眼コッ プ | | 一個 | 三五〇 | 六六 | 全 | ニッケル鍍金 | 一個 | 二〇〇 |
| 六五 | ゴム絆創膏 | | 一個 | 一八〇 | 六五 | 全 | ニッケル鍍金 | 一個 | 五〇〇 |
| 六四 | 洗眼筆 | | 一個 | 三五〇 | 六四 | 全 | ニッケル鍍金 | 一個 | 六〇〇 |
| 六三 | 井上氏新式散布 器 | | 一個 | 七〇〇 | 六三 | 全 | ニッケル製雙眼 | 一個 | 二・五〇〇 |
| 六二 | トラホーム刷毛 | | 一個 | 一〇〇 | 六二 | 全 | 用 | 一個 | 二・五〇〇 |
| 六一 | 河本氏トラホー ム刷毛 | | 一個 | 一五〇 | 六一 | 全 | 仕切付 | 一個 | 二・二〇〇 |
| 六〇 | グウンベルヒー ムスリ | | 一個 | 九〇〇 | 六〇 | 全 | 總ニッケル鍍金 | 一個 | 一・五〇〇 |
| 五九 | 氏トラホームヤ スリ | | 一個 | 九〇〇 | 五九 | 全 | 大形 | 一個 | 八〇〇 |
| 五八 | 全部硝子製皮下 注射器 | 金屬箱入 | 一個 | 八五〇 | 五八 | 全 | 小形 | 一個 | 一〇〇〇 |
| 五七 | 注射器 | 全 | 一個 | 七五〇 | 五七 | 全 | 左右各種 | 一個 | 一〇〇〇 |
| 五六 | 器 | 箱入 | 一個 | 四〇〇 | 五六 | 全 | 全 | 一個 | 七〇〇 |
| 五五 | 眼科用注射針 | | 一本 | 六〇 | 五五 | 全 | 全 | 一個 | 一八〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------|--------------------------------------|----|-------|----|---------|--------------------------------------|----|-------|
| 六八 | 分解針 | 雙眼用 | 一個 | 一・五〇〇 | 六八 | 點眼瓶廻轉装置 | 乳首附點眼瓶 | 一個 | 一〇〇〇 |
| 六七 | 角膜増大鏡 | 置洋伸縮自在 燈形(アセチリン應 用) | 一個 | 六五〇〇 | 六七 | 全 | 軟膏壺八個コ ップ三個 | 一個 | 八〇〇〇 |
| 六六 | 暗室燈(大學形) | (アセチリン用) | 一個 | 三・五〇〇 | 六六 | 全 | 乳首附點眼瓶 三個 | 一個 | 六〇〇〇 |
| 六五 | 河本氏用暗室燈 | | 一個 | 四・三〇〇 | 六五 | 全 | 白ルリ十二軟 膏壺六コップ | 一個 | 八〇〇〇 |
| 六四 | 須田氏暗室燈 | | 一個 | 一・六〇〇 | 六四 | 全 | 乳首附點眼瓶 一個 | 一個 | 六〇〇〇 |
| 六三 | 河本氏反射燈 | | 一個 | 一〇〇〇〇 | 六三 | 全 | 白ルリ八個瓶 軟膏壺一個 | 一個 | 六〇〇〇 |
| 六二 | 全用カワバイト | 蠟燭應用 | 一個 | 二五〇 | 六二 | 全 | 軟膏壺六個 | 一個 | 三〇〇〇 |
| 六一 | 桐淵氏反射燈 | 雙眼用 | 一個 | 三・三〇〇 | 六一 | 全 | 乳首附點眼瓶 一個 | 一個 | 三〇〇〇 |
| 六〇 | 光神計 | | 一個 | 一三〇〇〇 | 六〇 | 全 | 白ルリ九個 軟膏壺五個 | 一個 | 五・五〇〇 |
| 五九 | 新式視野計 | | 一個 | 一五〇〇〇 | 五九 | 全 | 瓶八本入 | 一個 | 一・〇〇〇 |
| 五八 | フルン氏全 | | 一個 | 八・五〇〇 | 五八 | 全 | 瓶十五本入 | 一個 | 一・七〇〇 |
| 五七 | 河本氏全 | アルミニウム 製輕量ナリ、有 柄ニシテ手用ニ 便利ナリ | 一個 | 五・五〇〇 | 五七 | 全 | 瓶消シ黒塗箱 入乳首附點眼 瓶白ルリ廿四 軟膏壺六個入 | 一個 | 七・五〇〇 |
| 五六 | 視野表 | 一名スコトーム メートル | 一個 | 四・五〇 | 五六 | 全 | 白ルリ各 | 一個 | 四〇 |
| 五五 | 河本氏撰中心暗 點計 | 黒布製 | 一個 | 四〇〇 | 五五 | 全 | 茶色 | 一個 | 七〇 |
| 五四 | 河本氏スコト ムメートル | 黒布製 | 一個 | 一・五〇〇 | 五四 | 全 | 筒入ゴム附 | 一個 | 九〇 |
| 五三 | 角膜計 | 黒布製 | 一個 | 七五〇 | 五三 | 全 | 白茶各 | 一個 | 二五〇 |
| 五二 | 近點計 | トール尺ヲ除ク | 一個 | 三五〇 | 五二 | 全 | 全 | 一個 | 二五〇 |
| 五一 | 桐淵氏全 | 覆込布製一迷 | 一個 | 一・五〇〇 | 五一 | 全 | 全 | 一個 | 一三 |

| | | | | | | | | |
|----|------------|---------|----|-------|--------|--------|----|-------|
| 七五 | 河木氏手術器械消毒器 | 總ニツケル鍍金 | 一具 | 二・八〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 七四 | 全氏 | 瓶入 | 一具 | 四・三〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 七三 | 手術器械消毒器 | (輕便) | 一具 | 五・五〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 七二 | 兼點眼藥消毒器 | 瓶入 | 一具 | 三・五〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 七一 | 鈴木式消毒器 | 瓶入 | 一具 | 三・〇〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 七〇 | 新式携帶消毒器 | 瓶入 | 一具 | 三・〇〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六九 | 新式消毒糸卷器 | 瓶入 | 一具 | 一・三〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六八 | 輕便消毒糸卷器 | 瓶入 | 一具 | 一・三〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六七 | 紙及糊帶消毒器 | 瓶入 | 一具 | 一・四〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六六 | 洗手鉢蓋 | 瓶入 | 一具 | 三・三〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六五 | 手術衣 | 瓶入 | 一着 | 一・七〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六四 | 眼科用手術臺 | 瓶入 | 一脚 | 二・八〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六三 | (大學形) | 瓶入 | 一脚 | 二・〇〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六二 | 眼科器械桌子 | 瓶入 | 一脚 | 二・〇〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六一 | 眼科消毒盤登架 | 瓶入 | 一脚 | 一・三〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |
| 六〇 | 眼科器械戸棚 | 瓶入 | 一脚 | 三・五〇〇 | 眼科器械戸棚 | 厚硝子三枚附 | 一具 | 四・五〇〇 |

| | | | | | | | |
|----|---------|----------|----|-------|-----------|----|-------|
| 六九 | 金屬製糊帶卷 | 大形 | 一個 | 二・〇〇〇 | 井上氏試視力表 | 一枚 | 一・三〇〇 |
| 六八 | 糊帶剪刀 | 大形 | 一個 | 五・五〇〇 | 河本氏中心暗點 | 一枚 | 四・〇〇〇 |
| 六七 | 眼科用脫脂綿 | 大形 | 一包 | 三・〇〇〇 | 視鏡中樞診斷一 | 一幅 | 四・五〇〇 |
| 六六 | 全 ガーゼ | 大形 | 一反 | 二・二〇〇 | 高地氏撰定 | 一幅 | 二・八〇〇 |
| 六五 | ガーゼ壺 | 大形 | 一個 | 三・〇〇〇 | 學校用往診用 | 一具 | 二・八〇〇 |
| 六四 | 市原式補眼器 | 片眼用 | 一個 | 一・三〇〇 | トヲホーム治療 | 一具 | 二・八〇〇 |
| 六三 | 遮眼簾 | 片眼用 | 一個 | 七〇 | 洗眼受水器(ニツ) | 一具 | 二・八〇〇 |
| 六二 | 全 | 雙眼用 | 一個 | 九〇 | 洗眼用ゴム球 | 一具 | 二・八〇〇 |
| 六一 | 色盲検査系 | (廿二色入)箱入 | 一組 | 四〇〇 | 乳首附點眼瓶 | 一具 | 二・八〇〇 |
| 六〇 | 河本氏新案圓形 | | 一枚 | 二〇〇 | 硝子製コップ | 一具 | 二・八〇〇 |
| 五九 | 試視力表 | | 一枚 | 二〇〇 | | | |
| 五八 | 寺西氏普通視力 | | 一枚 | 二〇〇 | | | |

| | | | | | |
|----|---------------|-------------------|-------------------------|----|----------|
| 六〇 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 河本氏手術器械消毒器兼點眼藥消毒器 | 點眼瓶五個及附屬硝子壺 | 一具 | 正價 四圓三十錢 |
| 五九 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 往診用眼科點眼藥筒 | 乳首附點眼瓶五個、軟膏壺三個、硝子製コップ一個 | 一具 | 正價 四圓五十錢 |
| 五八 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 小杉權次郎先生考案 | 全用全部ニツケル製ランプ | 一個 | 正價 一圓三十錢 |
| 五七 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五六 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五五 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五四 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五三 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五二 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五一 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |
| 五〇 | 醫學博士河本重次郎先生考案 | 最新石油燈應用安全吸入器 | | 一個 | 正價 二圓 |

●玉澤製生地箱内絹天蓋絨張 一具 正價 六十二圓

● 檢眼レンズ 五號

● 玉樟製生地箱内絹天鷲絨張

一具 正價 三十五圓

| 目品 | 容 | 内 |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ● 球狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 球狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 硝子鏡 | 赤、綠、青、黃、煙、藍、 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |
| ● 平面鏡 | 裂孔、無孔 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |

● 檢眼レンズ 四號

● 玉樟製生地箱内絹天鷲絨張

一具 正價 三十八圓五十錢

| 目品 | 容 | 内 |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ● 球狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 球狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 硝子鏡 | 赤、綠、青、黃、煙、藍、 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |
| ● 平面鏡 | 裂孔、無孔 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |

● 檢眼レンズ 三號

● 玉樟製生地箱内絹天鷲絨張

一具 正價 四十三圓

| 目品 | 容 | 内 |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ● 球狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 球狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 硝子鏡 | 赤、綠、青、黃、煙、藍、 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |
| ● 平面鏡 | 裂孔、無孔 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |

● 檢眼レンズ 二號

● 玉樟製生地箱内絹天鷲絨張

一具 正價 五十三圓

| 目品 | 容 | 内 |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ● 球狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 球狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凸面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 圓柱狀凹面鏡 | 前ニ同シ | 新式 20. 18. 16. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0.75 0.50 |
| ● 硝子鏡 | 赤、綠、青、黃、煙、藍、 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |
| ● 平面鏡 | 裂孔、無孔 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 18 20 22 24 30 40 50 60 80 |

東京帝國大學醫學博士河本重次郎先生著

增補眼科

全三冊

總紙頁八百六十八頁 插圖三百七十餘幅
實價 參圓八十四錢 小包稅 十八錢

上卷 概目 眼科學總論 眼瞼諸病 淚器諸病 結膜諸病 角膜諸病 鞏膜諸病

中卷 概目 視鏡検査法 眼瞼検査法 角膜検査法 網膜諸病 視神經諸病 弱視及眼內障

下卷 概目 硝子體諸病 綠内障 水晶體諸病 風折及調節異常 眼筋諸病 眼窩諸病

實價 一圓廿八錢 郵稅 八錢

東京帝國大學醫學博士河本重次郎先生著

檢眼鏡用法

全一冊

石版圖入(第四版發行) 正價二圓五十錢 郵稅 八錢

東京帝國大學醫學博士河本重次郎先生著

全身眼病論

全二冊

密書九拾六圖寫真版一表入 正價貳圓四十錢 郵稅十二錢

東京帝國大學醫學博士河本重次郎先生著

中心暗點計

全壹帙

再版 ▲赤、青、藍、三色刷 一表六個附拾表入 ▲特別賣價四拾錢郵稅 六錢

中心暗點計ニ就テハ本春名古屋市ニ開會セラレタル第十一回眼科學會ニ於テ河本先生ガ演說セラレタリ既ニ從來暗點計ノ見出ス方法トシテハ主ニ視野計ニ依リ然レモ其用法複雜ニシテ且其暗點ノ正確ナル境過テ定ムルコトハ頗ル困難ノモノナルハ普ク斯科諸氏ノ認ムル處ナリ然レモ此暗點計ハ以上ノ困難ヲ去リ其検査ノ簡易ニシテ正確殊ニ一表内赤、青、藍ノ三色刷ナルヲ以テ同時ニ色診ノ検査ニ最モ至便就中概近東京醫科大學眼科教室ニ使用セラレツ、アルヲ見ルモ如何ニ本計ノ必用ナルヤ明カナリ且本計ハ元來非賣品ナレモ特ニ今回河本先生ニ乞フテ常店ニ於テ其發賣許可ノ榮譽ヲ得タレバ高嶺治彦殊ニ眼科專門家陸續御試用アラントナ

陸軍一等軍醫寺西幸作先生考案

普試視力表

全二表

正價 二十錢 郵稅 二錢

陸軍二等軍醫寺西幸作先生校訂
醫學博士佐藤勤也先生編纂

新訂眼科新書

▲本綴美裝 正價二圓八十錢 ●郵稅廿錢

精巧眼底着色石版廿三個 其他石版圖及 凡三百

個挿入紙員凡九百頁 新案試視力表挿入 眼科試驗問題追加

嘗テ獨逸國ニ遊學シ眼科ノ泰斗、モルシユネルヒ教授ニ從ヒ此科ノ淵奥ヲ極メタル寺西幸作先生豐富ノ才、流麗ノ筆ヲ以テ本書ヲ增補シ大ニ圖畫ノ數ヲ増シ着色眼底圖ヲ加ヘ第二版ヲ發行セリ蓋ニ已ニ無比ノ好評ヲ博シ今ヤ加フルニ先生ノ專門的校正ヲ以テス所謂錦上更ニ華ヲ添ユル者ト云フベシ

ドクトル井上豊太郎先生述

▲增訂通俗トラホームの話 全一冊 正價廿八錢 四版通俗トラホームの話 全一冊 郵稅金四錢

醫學得業士高地 郁先生著

▲通俗眼病者の心得 全一冊 正價金十五錢 郵稅金二錢

東京帝國醫科大學教授醫學博士河本重次郎先生校訂
獨乙國ウイニルツブルヒ大學田上清真先生譯 (近刊)

萬國共通試視力表

考案 甲乙二表 附表解完 (視力ノ單位及其記號法)

東京眼科病院院長 井上豊太郎先生講義

眼科學手術編

全壹冊

▲若色美麗精圖七葉其他密書百七拾餘幅挿入 正價 壹圓四十錢 郵稅 八錢

學ニ専門ニ精シク技ハ經驗ニ長シ、經驗業ヨリ忽チ一歩ハ一歩ト雖モ、之レガ針路ヲ示シ、其宜シキニ進セザレバ、一歩ハ一歩ト難シ、未タ此著あるニ開カテ盡ク圓錐なる醫學界ノ一缺點、明玉院長ドクトル、井上豊太郎先生ノ講義にして、今ヤ漸ク製本終リ、世ニ此編收むる所の内容ニ針路の瞭然たることは巻を緋ひて始めて知るべきなり、實に眼科海の一燈明臺たらざるなからんや、坐右の伴侶として、机上に親ミレドクトル、マゾニス氏原著 醫學士 伊藤元春先生譯 (再版)

視器中樞診斷一覽

全一表

▲附錄圖解 壹拾美觀彩色圖 正價金四拾五錢 郵稅金四錢
本表ハ獨逸ドクトル、マゾニス氏ガ其專門的智識ヲ以テ抽出セシ視器中樞ノ一覽圖ニシテ、彩色ヲ以テ眼筋中樞神經、神經核并ニ運動狀態等ノ關係ヲ容易カラシメタルヲ以テ、醫學者若シテ學ノ際ニ坐右ノ壁間ニ掲グバ、唯ニ自己ノ眼目ヲ喜バシムルノ關係ヲ記憶シ他日實地ニ臨テ之ヲ眉睫ノ間ニ穿鼻タラシムル者アラントナ

東京帝國大學醫學科大學耳鼻喉科教室醫學士細谷雄太先生
東京帝國大學醫學科大學整形外科教室醫學士永野重業先生
共編(新刊)

近世局所麻醉

冊一全

紙員約菊判四百頁
密書數拾箇挿入
精巧寫真版數拾箇
美裝金文字入本綴
正稅價一圓八十錢

醫ノ目的ハ疾病ヲ治スレバ或ハ足ラン。然レモ治術ノ際ニ患者ヲ痛ム者多シ。痛ヲ感ゼシムルハ自ラ忍ビ
ナル所ナリ。特ニ人文ノ發達甚ダシクハ疼痛ニ堪ヘザルモノ愈々多シ。醫家タルモノ外科ト謂ハズ内
科ト謂ハズ之ヲ避ケテ患者ニ安意ヲ與フベキ其責務ナリ。之ヲ避クルノ道ハ局所々々ノ麻痺法ヲ知
悉スルニ在リ。本書ハ外科一般ニ應用セララル、諸方法ハ勿
論眼科、泌尿生殖器科、齒科乃至耳鼻咽喉科等ニ適用セララル、方法
ハ總テ之ヲ網羅セリ

陸軍二等軍醫正 日本醫學學校講師 小口忠太先生著 (新刊)

近世眼科屈折篇

冊一全

菊判美裝金文字入本
綴精巧密畫六十箇着
色石版彩圖七葉
正稅價一圓四十錢

屈折篇ハ眼科ノ難關ナリ。朗讀的ノ暗誦ハ此篇ニ於テ禁物ナリ。能ク講義ニ通ズルニアラデハ應用的解
屈折篇ハ眼科ノ難關ナリ。朗讀的ノ暗誦ハ此篇ニ於テ禁物ナリ。能ク講義ニ通ズルニアラデハ應用的解
堂ニ滿テリ弊切ニ先生毎日本醫學校夏期講習會ニテ此篇ヲ擔當シ講義セララル、已ニ三回學生常
テ意ヲ盡サハルトコトハ先生毎日本醫學校夏期講習會ニテ此篇ヲ擔當シ講義セララル、已ニ三回學生常
圖ヲモ挿入シ又卷末ニ最近ノ萬國試視力表ニ就テ解説ヲ附シタリ故ニ受驗生ハ勿論實地醫家ニモ缺ク
ベカラザル新著ナリ

